

# 被疑者取調べとその適正化（三・完）

多田辰也

はじめに

## 第一章 被疑者取調べの歴史的沿革

- 第一節 明治刑訴法下における被疑者取調べ
- 第二節 大正刑訴法下における被疑者取調べ
- 第三節 現行刑訴法下における被疑者取調べ
- 第四節 小括

## 第二章 被疑者取調べの現状と問題点

- 第一節 被疑者取調べの現状（以上二七号）
- 第二節 被疑者取調べに関する理論的問題点
- 第三節 被疑者取調べの事後的規制
- 第四節 小括（以上二九号）

## 第三章 被疑者取調べの法的規制

- 第一節 イギリスにおける被疑者取調べ
- 第二節 アメリカにおける被疑者取調べ
- 第三節 英米における被疑者取調べ——要約——
- 第四節 わが国における被疑者取調べ——事態改善のための若干の提案——  
おわりに（以上本号）

### 第三章 被疑者取調べの法的規制

わが国の刑訴法は、捜査機関による被疑者取調べを認めつつ、それを事前・事後にチェックしようとする、英米型の法制を採用している。そのような意味もあってか、わが国で被疑者取調べの問題が論じられるときには、イギリスの裁判官準則とアメリカのミランダ判決が、必ずといってよいほど引き合いに出されてきた。

そこで本稿でも、被疑者取調べの法的規制についての比較法的考察の対象として、イギリスとアメリカを選ぶことにした。両国では、被疑者取調べの適正化をはかるために、どのような手段・方法が採用されているのかを検討する。そして最後に、これまでの考察をもとに、わが国の被疑者取調べについて、事態改善のための若干の提案を行なうことにする。

#### 第一節 イギリスにおける被疑者取調べ

##### 第一款 取調べ手続き改革の動向

イギリスにおいては、一九八四年の「警察および刑事証拠法」の成立によって、被疑者取調べの法的規制もかなり変化したが、ここでは、それまでの改正提案などを簡単に振り返つておこう。

イギリスにおける被疑者取調べは、一九一二年以降、裁判官準則によつて手続的に、自白法則によつて証拠法的に規制されてきた。ただ、今日的意味での警察による捜査が行なわれるようになつたのが一九世紀後半以降であつたことなどもあり、<sup>(1)</sup> 犯罪捜査における警察の権限は、一九六四年の警察法の制定後も不明確なままであつた。<sup>(2)</sup> そこで、警察法制定後すぐに、警察の権限を拡大し明確化すべしとの主張がなされた。<sup>(3)</sup> ただ、そのような主張は、被疑者・被告人の権利を制限すべしとの主張をも含んでいたのである。<sup>(4)</sup> たとえば、一定限度での取調べのための身柄拘

束の承認<sup>(5)</sup>、裁判官準則による黙秘権告知の廃止<sup>(6)</sup>、取調べ時における黙秘からの不利益推認の承認<sup>(7)</sup>、などである。これららの提案からも窺えるように、積極的な改革の主張は、黙秘権の制限という点では一致していたといえよう。

はたせるかな、一九七二年の刑事法改正委員会の第一一報告書においても、黙秘権告知の廃止、黙秘からの不利益推認の承認、自白法則の緩和など、いずれも訴追側に有利な改正提案が多くみられた<sup>(8)</sup>。右のような第一一報告書は、各界に極めて大きな反響を呼び起した<sup>(9)</sup>。しかし、第一一報告書は、委員会メンバーらの説得工作にもかかわらず、実質的廃案に追い込まれた<sup>(10)</sup>。その主たる理由は、第一一報告書の提案が、刑事手続のバランスをあまりにも訴追側に有利に傾けすぎていたためであるといわれる<sup>(11)</sup>。もつとも、第一一報告書をめぐる論争において、刑事手続の現状を正確に把握することが必要不可欠であるとの認識が生まれたことは重要であった<sup>(12)</sup>。

現状認識という点で問題となつたのは、裁判官準則による黙秘権告知が捜査の妨害となつてているのか否か、証拠法上の規制によって職業的犯罪者が不当に有罪判決を逃れているのか否か、の二点であった<sup>(13)</sup>。第一一報告書においては、右の二点についていずれも肯定的な立場がとられていたが、それを裏付ける証拠は何も提出されていなかつた<sup>(14)</sup>。しかし、その後の研究によつて、右二点を肯定するような証拠がないことが明らかにされただけでなく、裁判官準則による黙秘権や弁護権は被疑者の権利保障にほとんど役立つていない、との指摘さえなされたのである<sup>(15)</sup>。そこで今度は、適正な刑事手続のバランスを維持するためには黙秘権等をより効果的なものにすべきか否か、すべきだとしてどのような方法によるべきかが問題とされるようになつた<sup>(16)</sup>。このような情況の中で、「刑事手続きに関する王立委員会」が設立されたのである<sup>(17)</sup>。

犯罪者の処罰という社会的利益と市民（被疑者・被告人）の権利と自由との間の適切なバランスを実現することを目的として設立された王立委員会は、三年の活動の後、一九八一年一月に報告書を提出するに至つた<sup>(18)</sup>。被疑者取調べに関して、王立委員会は、犯罪の捜査・訴追を行なう上で被疑者取調べに代わりうる適切な手段が存在しな

ことを認めたらうえで、取調べと被疑者の黙秘権との調整、黙秘権その他の被疑者の権利保障、被疑者の供述の信用性の確保と正確な録取、という三点の検討が必要だとする。<sup>(20)</sup>

右のような問題設定を行なった王立委員会の被疑者取調べに関する現状把握は、以下のように要約することができよう。被疑者の約八五・九〇パーセントが警察署での取調べを受けているが、取調べ回数は多くの場合一回限りであり、取調べ時間も一時間以内であることが多い。<sup>(21)</sup>また、取調べに際し黙秘権行使する被疑者は少なく、逆に逮捕された被疑者の約一〇・ペーセントが弁解が認められて訴追を免れている。<sup>(22)</sup>しかし、警察が被逮捕被疑者をどれだけの期間適法に留置しておけるのかが明らかでないだけでなく、裁判官準則および一九七七年の刑事法六二一条によつて認められた弁護権等が行使されることが少なく、それらが行使されても警察によつて拒否される場合も少なくない。<sup>(23)</sup>取調べの記録は、一般に取調べ終了後に作成されるが、それに対する被疑者の確認は求められておらず、また、被疑者の供述がそのまま記録されることは稀である。<sup>(24)</sup>被疑者自身が供述書を作成することも少ない。<sup>(25)</sup>しかし、多くの被告人が有罪答弁を行なう」ともあり、供述証拠の許容性に関して異議が唱えられるのはそれほど多くはない。ただ、口頭の供述 (verbal statements) に対する異議が、もっぱらその正確性を争うものであるのに対し、供述調書 (written statements) の場合は任意性を争うものが多い。<sup>(26)</sup>

さて、以上のような現状認識に基づいて、王立委員会は次のような改正提案を行なった。まず警察官は被逮捕被疑者を取調べねじができるが、それは原則として告発 (charge——これを告発と訳すのは必ずしも適切でないが、本稿では従来の例による) 前に限られる。被疑者は供述義務を負わず、また黙秘からの不利益推認も原則として許されない。被疑者が黙秘権を持つ以上、その告知がなされなければならず、告知時期も裁判官準則よりも早め、逮捕を相当とする程度の嫌疑が生じたときに告知がなされなければならない。<sup>(27)</sup>また、弁護権も告知されなければならず、被疑者が弁護人ととの接見を求めたときは、原則としてその接見が行なわれるまで被疑者の取調べは許されず、もし被

疑者が希望すれば、取調べへの弁護人の立会いを認めなければならぬ。<sup>(28)</sup>さらに、警察署に引致された後六時間経過してもなお継続して留置される被疑者は、公費により弁護人の援助を求めるようすべきである。<sup>(29)</sup>

なお、供述調書の作成にあたっては、被疑者に対する読み聞け、訂正・補充の申立および速記の訓練もさる」とながら、テープ・レコーダーの使用を認めるべきである。<sup>(30)</sup>もつとも、すべての取調べについてテープ録音を要求するのは実際的でないので、さしあたり、取調べ終了時に警察官が要点を口頭で要約する際に、記録作成と同時に被疑者の同意のもとでテープ録音がなされるべきであり、その際には被疑者にも要約の内容や警察署での取扱いについてのコメントを許さなければならない。<sup>(31)</sup>そして、先述した被疑者の諸権利の保障を強化し、テープ録音をも含めて警察官に明確で実用的な取調べの指針を与えるために、裁判官準則に代わる成文の「実務規範」(code of practice)を定めるべきであり、以上の要件が充される限り、もはや自白の許容性に関する任意性の原則を維持する必要はない、むしろ端的に自白の信用性を問題とすべきである。<sup>(32)</sup>そして、被疑者取調べの規制の実現方法としては、主として警察内部の監督や懲戒処分によるべきであり、手続違反によって得られた証拠の自動的排除によるべきではない。<sup>(33)</sup>

以上が、被疑者取調べに関する王立委員会の主な提案である。報告書が公表されるとすぐに、それに対する幾つかのコメントが出されたが、それらのコメントの論調は、概して批判的であつたということができよう。その批判の中心は、王立委員会の提案は、刑事手続のバランスを警察側に有利に傾け、しかも手続の明確化という点でも満足できない、というものである。<sup>(34)</sup>もう少し詳しく述べれば、逮捕や留置の要件が曖昧であり、警察署での身柄拘束期間も長すぎ、弁護権制限の範囲も広く、しかもそれらの警察活動の規制に関しては警察内部の規制に重きを置きすぎており、さらに、任意性の原則の廃止の提案は、証拠排除法則の機能に関する理解を誤っているだけでなく、最も重要な論点についての責任を回避したものである、と批判されたのである。<sup>(35)</sup>

イギリスにおいては、その後、王立委員会の提案などを基礎にした徹底的な議論の末、一九八四年に「警察およ

び刑事証拠法」が成立した。これによりて、被疑者取調べの法的規制も、従来とはかなり違つたものとなつた。次  
款で述べる点を検討する。<sup>(37)</sup>

- (1) 拙稿「警察の誕生・白白法則の展開と懸秘密告知制度」警察研究五八巻八号（一九八七年）二八頁参照。
- (2) もう少し、一九六四年の警察法は、中央政府による統制権限の強化を実現する同時に、地方分権的な警察制度を確立し、警察機能などを明確化して、いたいとは事実である。
- (3) Cf. C. WEGG-PROSSER, *The Police and the Law* 39 et seq. (3rd ed., 1986).
- (4) しかし、現実には、被疑者・被告人の権利が必ずしも十分に保障されないことは、拙稿「イギリスにおける被疑者取調べ——裁判官準備と司法官——」警察研究五九巻二号（一九八八年）二六頁参照。
- (5) G. Williams, *Questioning by the Police: Some Practical Considerations*, [1960] CRIM. L. REV. 325.
- (6) たゞ、後の一連の首都警察監視総監ロバーメ・マーティンの主張である。Cf. NATIONAL COUNCIL FOR CIVIL LIBERTIES, *The Rights of Suspects* 7 (1973).
- (7) Cross, *The Right to Silence and the Presumption of Innocence—Sacred Cows or Safeguards of Liberty?*, 11 J.S.P.T.L. 66 (1970). Cf. Field, *The Right to Silence: A Rejoinder to Professor Cross*, 11 J.S.P.T.L. 76 (1970). また、JUSTICE は、*淑女軍事の面前での警察取扱いと被疑者取調べの禁止*、不利益推論を認めないと述べた。JUSTICE, *The Interrogation of Suspects* (1967). See also, Mackenna, *Police Interrogation*, 120 NEW L.J. 665 (July 16, 1970).
- (8) CRIMINAL LAW REVISION COMMITTEE, ELEVENTH REPORT: EVIDENCE (General) (Cmnd. 4991, 1972) [hereinafter cited as 11th Report].
- (9) ルイ・エリオット、『第三世界『此衆死刑問題の動向』（一九七八年）参考。
- (10) Cross, *The Evidence Report—Sense or Nonsense?: A Very Wicked Animal Defends the 11th Report of the Criminal Law Revision Committee*, [1973] CRIM. L. REV. 329. また、同上・同上（注9）111-122頁参照。
- (11) Cf. Editorial, *Do Not Tilt*, 122 NEW L.J. 713 (Aug. 10, 1972); Cornish, *Defects in Prosecuting—Professional Views in 1845, in Reshaping the Criminal Law (Essays in honour of Glanville Williams, Glazebrook ed., 1978) 305, 315-316; Lord Devlin, Too High a Price for Conviction*, SUNDAY TIMES (July 2, 1972) [cited in M. ZANDER, CASES AND MATERIALS ON THE ENGLISH LEGAL SYSTEM 112-114 (3rd ed., 1980)].
- たゞ、Fisher Report によると、第一報批評より察するに英國は主張がなされた。Cf. Thomas & Smith, *The Fisher Report and*

the Judges' Rules, 128 NEW L.J. 548 (June 8, 1978); McBarnet, The Fisher Report on the Conflait Case: Four Issues, 41 M.L.R. 455 (1978).

(21) Cf. Zander, The Criminal Process—A Subject Ripe for a Major Inquiry, [1977] CRIM. L. REV. 249.

(22) Cf. Wilcox, Changing the Rules—Will Professional Criminals Mind?, 124 NEW L.J. 39 (Jan. 10, 1974).

(23) 11th Report, supra note (8), paras 20-22, 30. See also, Lord Shawcross, Police and Public in Great Britain, 51 A.B.A.J. 225 (1965).

(24) Eg., Greenawalt, Perspectives on the Right to Silence, in CRIME, CRIMINOLOGY AND PUBLIC POLICY (Essays in honour of Sir Leon Radzinowicz, Hood ed., 1974) 235; Zander, Are Too Many Professional Criminals Avoiding Conviction?—A Study in Britain's Two Busiest Courts, 37 M.L.R. 28 (1974); Zander, The Right of Silence in the Police Station and the Caution, in RESHAPING THE CRIMINAL LAW (Essays in honour of Glanville Williams, Glazebrook ed., 1978) 347 et seq. [hereinafter cited as Zander, The Right of Silence]; Zander, The Investigation of Crime: A Study of Cases Tried at Old Bailey, [1979] CRIM. L. REV. 203 [hereinafter cited as Zander, Old Bailey]; Baldwin & McConville, Police Interrogation and the Right to See a Solicitor, [1979] CRIM. L. REV. 145.

(25) Id., at 149-151; Zander, The Right of Silence, supra note (15), at 347-356; Greenawalt, supra note (15), at 267.

(26) Zander, Old Bailey, supra note (15), at 212; Ashworth, Excluding Evidence as Protecting Rights, [1977] CRIM. L. REV. 723, 735.

(27) 警察の取調べによる証言の取扱いは、英國の「裁判手続における審判官の権限」——『裁判手続における審判官の権限』(1981年)に規定するところである。

(28) THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL PROCEDURE, REPORT (Cmnd. 8092, 1981) [hereinafter cited as REPORT]; THE INVESTIGATION AND PROSECUTION OF CRIMINAL OFFENCES IN ENGLAND AND WALES: THE LAW AND PROCEDURE (Cmnd. 8092-1, 1981); THE BALANCE OF CRIMINAL JUSTICE: SUMMARY OF THE REPORT (1981). たゞ、この問題に対する上院の見解は、英國の取扱い——「裁判手続における審判官の権限」——は、証言の取扱いを規定する法律の「証言の取扱い」の範囲外にある。そこで、この問題は、裁判手続における審判官の権限の範囲外にある。したがって、この問題は、裁判手続における審判官の権限の範囲外にある。

(29) REPORT, supra note (19), para 4. 1. 「McConville & Baldwin, The Role of Interrogation in Crime Discovery and Conviction, 22 BRIT. J. CRIMINOL. 165 (1982); McConville & Baldwin, Questioning Police Interrogation, 132 NEW L.J. 681 (July 15,

1982) も、調査結果によれば、被疑者取調べは犯罪捜査における訴追における重要な役割を果してゐた。しかし、D. STEER, UNCOVERING CRIME : THE POLICE ROLE (Royal Commission on Criminal Procedure : Research Study No. 7, 1980) によれば、捜査機関は取調べを重視する傾向にある。

- (21) J.A. BARNES & N. WEBSTER, POLICE INTERROGATION : TAPE RECORDING (Royal Commission on Criminal Procedure : Research Study No. 8, 1980), at 9 Table 3 : 1; P. SOFTLEY, POLICE INTERROGATION : AN OBSERVATIONAL STUDY IN FONR POLICE STUDIES (Royal Commission on Criminal Procedure : Research Study No. 4, 1980), at 76, 78 Table 5 : 1. ただし、警察署は監視課による監視の上級拘束された被疑者は存在しなかった。
- 「ふつ」 Sr. JOHN A. ROBILLARD & J. MCEWAN, POLICE POWERS AND THE INDIVIDUAL 153 (1986) も、このための理由は、警察官が調査官の存在を認識していないため、調査が行なわれた比較的短い期間で本筋に重大な犯罪に接して警察が立場のまま取扱うべきを觀察する機会が乏しいこと等の理由で、調査結果をもつてお取扱いするには問題がある。
- (22) REPORT, supra note (19), paras 2.17, 4.43; SOFTLEY, supra note (21), at 85 Table 6 : 1; STEER, supra note (20), at 83 et seq.
- (23) SOFTLEY, supra note (21), at 66 Table 3 : 1, 68 Table 3 : 4.
- (24) B. IRVING, POLICE INTERROGATION : A CASE STUDY OF CURRENT PRACTICE (Royal Commission on Criminal Procedure : Research Study No. 2, 1980), at 128.
- (25) SOFTLEY, supra note (21), at 81; BARNES & WEBSTER, supra note (21), at 103; J. BALDWIN & M. McCONVILLE, CONFESSIONS IN CROWN COURT TRIALS (Royal Commission on Criminal Procedure : Research Study No. 5, 1980), at 13-14.
- (26) REPORT, supra note (19), at 72; J. VENNARD, CONTESTED TRIALS IN MAGISTRATES' COURTS : THE CASE FOR THE PROSECUTION (Royal Commission on Criminal Procedure : Research Study No. 6, 1980), chap. 4.
- (27) 黙秘権の告知は、ねからぬやうに言葉で、いかに取調べを行なへるか、質問に答える義務がない。供述の裏面が書面に記録されるべきであると想定された場合には取調べの際の被疑者および警察官の供述が証拠とされる可能性のあるため、それを被疑者に伝へねらうむれにて。ただし、警察署においては、黙秘権や他の被疑者の権利を記載した書面が被疑者に手渡されねばならない。REPORT, supra note (19), para 4. 57.
- (28) ただし、弁護権も以下のよつた場合には制限される。すなはち、被疑者が「重大犯罪」(grave offence) で身柄拘束されたりの場合でも、しかも接見実現には時間を要するため、人の身体に対する危害または財産に対する重大な損害が生ずるおそれがあると信ずるに足る合理的理由があつたら、あるいは、接見を認めるにむづけて、証拠が湮滅され、証人に対し危害が加えられ、他の被疑者を警戒せねりとなり、またはその犯罪によって得られた物を取り戻すことが困難にならうとするに足る合理的理由がある場合である。しかし、接見を拒否す

かかるの判断権は、警察分区域 (sub-divisional commander) 以下の地位にある警察官のみに与えられ、捲戻する場合には、その理由が custody sheet に記入され、後の審査に供せられるに至る。<sup>32)</sup> Id., para 4. 91.

たゞ、内立委員会は、「重大犯罪」としてのものを列挙してある (Id., para 3. 7)<sup>33)</sup> murder, manslaughter, causing grievous bodily harm, armed robbery, kidnapping, rape, arson, causing explosions, counterfeiting, corruption, burglary, theft, frauds, supply or importation or exportation of controlled drugs, perversion of the course of justice, blackmail.

(2) 用立委員会は、逮捕後の留置期間について、法律上明確な規定を設けておらず、大體以下のように提案する (Id., paras 3. 97-3. 113)。警察署に引致された被逮捕被疑者は、必ずしも「留置の要件」がそなえてからか否かの審査を受ける。引致後六時間を経ても被疑者が告発されないとすれば、捜査に携わっていない警部以上の階級の警察官が、「留置の要件」がなお存続しているかを再審査する。しかし、被疑者は、原則として警察署への引致後二十四時間以内に、釈放されるか保釈されるか、あるいは告発後に裁判所引致されなければならない。しかし、「重大犯罪」の場合は例外で、引致後二十四時間以内に告発することができないような場合には、被疑者をマジストレイム・ホールドに而致し、治安判事による四時間以内の留置期間の延長を請求することができる。ただし、延長請求の審査には弁護人の立会いが要求され、再延長に対する不服申立てが認められる。

なお、「留置の要件」は、逮捕に関する「必要性の原則」に回りである。①被疑者が身分を明らかにしないため召喚状を用ひたいが、やれなさうや、②当該犯罪の継続あるいは反復を防ぐ必要があるが、③被逮捕者自身あるいは第三者の身体・財産の保護の必要があるとが、④当該犯罪に関する証拠を保全し、あるいは取調べによつて新たな証拠を獲得する必要があるが、⑤被疑者が裁判所へ出頭しないおそれがあるとするなどである (Id., paras 3. 75-3. 93)<sup>34)</sup>。

(3) Cf. G. Williams, The Authentication of Statements to the Police, [1979] CRIM. L. REV. 6; McConville & Morrell, Recording the Interrogation: Have the Police got it Taped?, [1983] CRIM. L. REV. 158.

(31) Mitchell, Confessions and Police Interrogation of Suspects, [1983] CRIM. L. REV. 596, 603 は、要約のテープ録音ではなく、意味がなるべく正確である。

(32) 王立委員会は、任意性の原則の廃止理由として、任意性という概念自体が明確でないため、自由の許容性判断に際しての裁判規範としての警察官に対する行為規範としての十分でなく、任意性を要件とする証拠能力の制限自体が合理性を失いつぶつてゐると言ふべきである。

(33) もう一つ、拷問や暴行、脅迫等が用ひられた場合では、例外的にその結果得られた証拠は自動的に排除されるべきである。

(34) Eg., Editorial, Royal Commission on Criminal Procedure, [1981] CRIM. L. REV. 437; McBarnet, Balance and Clarity: has the Royal Commission achieved them?, [1981] CRIM. L. REV. 445; Lidstone, Investigative Powers and the Rights of the Citizen, [1981] CRIM. L. REV. 454; Inman, The Admissibility of Confessions, [1981] CRIM. L. REV. 469; Leigh, Reports of Committee:

The Royal Commission on Criminal Procedure, 44 M.L.R. 296 (1981); Smyth, The Report of the Royal Commission on Criminal Procedure: I The Investigation of Offences, [1981] Public Law 184; Editorial, Investigative Powers and the Rights of the Citizen, 131 NEW L.J. 53 (Jan. 15, 1981); Editorial, The Interrogation of Suspects, 131 NEW L.J. 54 (Jan. 15, 1981); Editorial, Report of the Royal Commission on Criminal Procedure: The Recommendation, 131 NEW L.J. 57 (Jan. 15, 1981); Morton, Royal

Commission on Criminal Procedure: True Record—A Barrister's View, 131 NEW L.J. 277 (March 12, 1981); Pascoe, Royal Commission on Criminal Procedure: Arrest and Detention, 131 NEW L.J. 278 (March 12, 1981); Smythe, Royal Commission on Criminal Procedure: Adjusting the Fundamental Balance, 131 NEW L.J. 414 (April 16, 1981); Editorial, The Illusive Balance, 131 NEW L.J. 741 (July 16, 1981); Rose, Access to a Solicitor: The Royal Commission, 131 NEW L.J. 797 (July 30, 1981); Editorial, Consultation and Accountability, 131 NEW L.J. 889 (Aug. 27, 1981).

(35) Cf. McBarnet, *supra* note (34), at 453.

(36) ベガラベラだ。証據収集に警察の権限に及ぶる専門効を持たせねば向むかへない。」ただ、一方で、出発点の原點が、警察活動を処罰するためのやなべ、許容してゐる警察活動の範囲を規定するものであらう。Inman, *supra* note (34), at 473-475.

(37) たゞ、法律の制定過程の研究も重要な問題となるが、他日を期した。

### 第11款 一九八四年の「警察および刑事証拠法」

一九八四年10月11日成立し、一九八六年1月1日から施行された「警察および刑事証拠法」は、その内容が刑事司法の運用全体に影響を与えるものだけに、イギリスでも注目を集めているのである。<sup>(38)</sup> 同法は、従来不明確であった警察の捜査権限を明確化し、一定範囲でそれを拡大・強化すると同時に、被疑者の権利保障のための多くの規定をも設けている。被疑者取調べに関しては、警察官による被疑者取調べが法律上明確に認められたこと、取調べのための身柄拘束が認められた<sup>(39)</sup>反面、身柄拘束期間が厳しく制限されるに同時に、その手続についてもかなり複雑な規定が設けられたといふ、被疑者の弁護権の保障が進んだといふ、取調べのテープ録音制度を採用するなど同時に、「実務規範」におけるかなり細かな取調べ手続が規定されたといふ、などが重要な点である。

たゞ、「警察および刑事証拠法」や「実務規範」に対する評価は、イギリスにおいてもまだ定めていないよ  
うに思われる。専門で本稿では、身柄拘束中の被疑者取調べの法的規制に関する、「警察および刑事証拠法」や「実  
務規範」の規定を概観し、そこに存在する問題を検討するに留める。

(38) やの関心の高さは、同法成立後に、法律名をタイトルあるいはサブ・タイトルとする多くの著書が出版されたことからである。

Eg., M. ZANDER, THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984 (1985); F. HARGREAVES & H. LEVENSON, A PRACTITIONER'S GUIDE TO THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984 (1985); V. BEVAN & K. LIDSTONE, A GUIDE TO THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984 (1985); G. POWELL & C. MAGRATH, POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984: A PRACTICAL GUIDE (1985); M.D.A. FREEMAN, THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984 (1985); J. MARSTON & R. NOTTRIDGE, POLICE POWERS AND DUTIES: A PRACTICAL GUIDE TO THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984 (1985); T.C. WALTERS & M.A. O'CONNELL, A GUIDE TO THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984 (1985). ただし、この他に、T.C. WALTERS & M.A. O'CONNELL, A GUIDE TO THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE BILL BRIEFING GUIDE (1983, revised 1984).

(39) さて、警察は身柄拘束中の被疑者を取調べる場合、取調べを認め明文規定が存在しない場合である。Cf. D. WOLCHOVER, THE EXCLUSION OF IMPROPERLY OBTAINED EVIDENCE 87 (1986).

(40) いの点については、たゞ前記 J. BENYON & C. BOURN ed., THE POLICE: POWERS, PROCEDURES AND PROPRIETIES (1986) 収録の諸論文参照。

(41) 「警察および刑事証拠法」の翻訳・紹介については、十巻出川「イギリスの新『警察及び刑事証拠法』略説 (1)～(3・完)」警察研究五六卷一一号三頁、同二二号一五頁（以上一九八五年）、五七卷一一号一八頁（一九八六年）、五八卷一号一九頁、同三号二二頁、同四号一六頁、同五号一九頁、同六号二二頁、同七号二一頁（以上一九八七年）、「実務規範」の翻訳・紹介については、渥美東洋「イギリスの警察および刑事証拠法の『実務規範』(1)～(3・完)」判例タイムズ五九五号一八頁、五九六号二二頁、五九七号二六頁、五九九号二四頁（以上一九八六年）「たゞ」、やの内容は、最終的に成立した実務規範とは多少異なるものがあつて、参考。ちなみに、本稿で「実務規範」という場合には、特にいひむな、限つ、Code of Practice for the Detention, Treatment and Questioning of Persons by Police Officers を意味する。なお、鰐越道弘「外国の警察法制度の動向——イギリス」法学年刊『警察の現在』（一九八七年）三六六頁、レオナルド・H・ラーソン・鰐越道弘訳注「イングランドおよびカーネギーの刑事手続における警察の役割」法政理論一九卷四号（一九八七年）一七三頁、庭山英雄「イギリス刑事司法の特質」法の科学一五号（一九八七年）一四六頁参照。

## 一 法的規制の概要

「警察および刑事証拠法」には、被疑者取調べに直接関連する規定は存在せず、ほとんどが「実務規範」に譲られている。ただ、「実務規範」にも、取調べ状況等に関する規定は存在するが、取調べ方法に直接関連する規定は存在しない。しかし、被疑者取調べは、次の二つによつて規制されることになると思われる。まず第一は、取調べが抑圧的であつたり、自由の信用性を奪うようなものであつてはならないところによつて、第二は、取調べが厳格な時間的制約に服するゝことによつて、である。

さて、被逮捕被疑者は、逮捕後でさるだけ早く指定警察署 (designated police station) に引致され、その後警察留置くと続くことになるが、「警察および刑事証拠法」の大きな特徴の一つは、この警察留置に関して、その要件や手続きを詳細に規定してあることである。留置手続にまず登場するのが、捜査に直接関与していない身柄監理官 (custody officer) と呼ばれる巡回部長以上の階級の警察官である。<sup>(43)</sup> 彼は、当該被疑者を告発するに足るだけの証拠 (sufficient evidence to charge) <sup>(44)</sup> が存在するか否かを判断し、存在する場合には告発し、存在しない場合には被疑者の釈放を命ぜられる。<sup>(45)</sup> しかし、そのような証拠が存在しない場合でも、当該犯罪に関して、証拠の収集・保全のため、あるいは取調べによる証拠獲得のために、警察留置が「必要」と判断した場合には、身柄監理官は、告発前の被疑者の警察留置を命ぜられることがわかる。おもに、取調べのための身柄拘束の承認である。<sup>(46)</sup>

又いふて、「警察および刑事証拠法」四一条一項は、告発前の警察留置は原則として被疑者の警察署引致後二四時間であると規定する。もともと、身柄監理官の判断のみで二四時間の警察留置が認められるわけではなく、捜査に直接関与していない警部以上の階級の審査官 (review officer) による、留置要件の定期的審査が必要とされる。最初の審査は留置が認められてから六時間以内に、その後は九時間毎に行なわれなければならない。要件自体は身柄監理官の場合と同様であるが、その判断の際には、被疑者あるいはもし可能であれば弁護人に、意見陳述の機会を与

えなければならない。<sup>(48)</sup> なお、四一条一項の例外として、警視以上の階級の警察官が、(a)証拠の収集・保全のため、あるいは取調べによる証拠獲得のために警察留置が必要であり、(b)被疑者が重大な逮捕可能犯罪 (serious arrestable offence) で逮捕されており、しかも(c)捜査が勤勉・迅速に行なわれていると信ずる合理的な理由が存在する<sup>(49)</sup>と判断した場合には、被疑者の警察署引致後三六時間までの留置延長が可能である。<sup>(50)</sup> ただ、その判断に際しては、被疑者あるいはもし可能であれば弁護人に、意見陳述の機会を与える<sup>(51)</sup>べきではない。

警察による被疑者留置は、ここまでが限度である。その後も、警察署への引致後九六時間までの留置が可能ではあるが、そのためには、マジストレイト・コートの令状が必要とされる。<sup>(52)</sup> 留置の要件は、警視による留置延長の際の要件と同じであるが、被疑者が要求すれば絶対的な弁護権が保障され、対審構造のもと、警察側が被疑者の留置を必要とする理由を示す証拠を提出したうえで、公平な第三者たる裁判所による判断がなされるのである。<sup>(53)</sup>

以上みてきたように、重大な逮捕可能犯罪については九六時間、それ以外の犯罪については二四時間が、警察留置の限界といふことになる。そして、その間の被疑者の人権保障にとって最も重要なのが、逮捕事実と留置場所を知らせてもらう第三者通知権と、弁護人との接見交通権 (弁護権) であることはいうまでもなかろう。前者は一九七七年の刑事法六二条によつて、後者は裁判官準則や幾つかの判例の傍論において認められていたが、それらの権利行使を制限しうる場合が不明確であると非難されていたし、その告知も要求されていなかつた。<sup>(54)</sup> しかも、被疑者が接見等を要求することが少ないばかりでなく、接見等を要求した被疑者の多くが、警察官による拒否にあつていたといわれる。<sup>(55)</sup>

一定の場合に第三者通知権および弁護権が制限される点は、「警察および刑事証拠法」のもとでも同じである。しかし、その要件、手続、時間的限界は、以前に比べてより明確にされている。すなわち、それらの権利の制限が認められるのは、被疑者が重大な逮捕可能犯罪で留置されている場合で、警視以上の階級の警察官が、それらの権利

行使を認めたのでは、(a)重大な逮捕可能犯罪に関する証拠を侵害するか、あるいは他人に身体的危害を加えるおそれがあるか、または(b)そのような犯罪を犯したと疑われているがまだ逮捕されていない者を警戒させることになるか、または(c)そのような犯罪の結果入手した財物の回収を妨げることになる、と信ずる合理的理由があると判断したときに限られるのである。<sup>(57)</sup> しかも、被疑者が警察署に引致されから三六時間以内に、これらの権利行使が認められなければならないとされている。したがって、重大な逮捕可能犯罪で留置されている被疑者も、三六時間以降は、絶対的な第三者通知権および弁護権が保障され、それ以外の被疑者は、最初からそれらが保障されることになる<sup>(58)</sup>。さらに、グリーン・フォーム計画のもと、被疑者は、警察署においてもマジストレイト・コートにおいても、無料で弁護人の援助を受けることができるようになった<sup>(59)</sup>。

ところで、被疑者の弁護権は、「実務規範」のもとで大幅に拡張され、被疑者が弁護権を行使した場合には、原則として、弁護人の援助が受けられるまで取調べは許されず、もし被疑者が希望すれば、取調べへの弁護人の立会いを認めなければならないことになった<sup>(60)</sup>。また、原則として、八時間の夜間休息期間、二度の軽食と一度の主食の時間中の取調べは禁止され、取調べ中も二時間毎に休憩をとらなければならない<sup>(61)</sup>。そして、取調べに際しては黙秘権の告知が必要であり<sup>(62)</sup>、しかも、一定量の証拠が得られた場合には取調べを終了しなければならないとされるだけではなく、取調べのテープ録音制度の採用が規定されている<sup>(64)</sup>。また、既に述べたことからも明らかのように、被疑者の身柄を拘束したうえで取調べができるのは、重大な逮捕可能犯罪については九六時間、それ以外の犯罪については二十四時間が限度である<sup>(65)</sup>。

右のような取調べ状況を設定したうえで、「警察および刑事証拠法」はさらに、抑圧的な取調べによって得られた自白、および信用性を奪うような方法で得られた自白を排除することによって、取調べを規制しようとしている<sup>(66)</sup>。もつとも、従来の任意性の原則 (voluntariness-test) に代えて、信頼性の原則 (Reliability-test) が採用された点について

では、法案段階からのその問題点が指摘されていた。<sup>(67)</sup>しかし、現実には、任意性の原則はすでに判例によって実質的に変更された。つまり、「警察および刑事証拠法」のものとの自由の許容性の判断が、従来のコナン・ローに基づいて判断と大きく異なったこととも主張される。<sup>(68)</sup>ただやうたるに、イギリスでは自由法則に違法排除の機能をもたらせることが否定されてしまったので、英國連して、自由排除による取調べの事後の規制の有効性に疑問が出ていたものと思われるが、この点は今後の判例の集積を持つよりなりと言へ。

(42) 指定警察署についての三五条参照。なお、非指定警察署に同致である場合については、110条三項、五項参照。ちなみに、110条10項は、捜査のために被逮捕被疑者を警察署以外の場所で引致するのを認めていた。したがって、逮捕時には実質的要件を欠いていた逮捕を、後知恵によって合法化するような実務を生み出すこととなりかねない。Cf. L.H. LEIGH, POLICE POWERS IN ENGLAND AND WALES 75 (2nd ed., 1985).

(43) 警察留置の定義については、118条11項参照。

(44) custody officer は、被疑者の身柄を管理するだけではなく、身柄拘束全体を監督する役割をも持つものだ。「身柄監理官」と訳してみた。

(45) ちなみに、「実務規範」11条11項は、"a prosecution should be brought against him and that there is sufficient evidence for it to succeed" と規定しているが、両者の関係は必ずしも同じではない。Cf. HARGREAVES & LEVENSON, supra note (38), at 90; ZANDER, supra note (38), at 50; WOLCHOVER, supra note (39), at 102. たゞ、「証據」が「裁判証據」の「証據」よりも「被辯に對する証據」の「証據」を意味するところ。LEIGH, supra note (42), at 137. Cf. R. v. Osbourne and Virtue, [1973] 1 Q.B. 678.

(46) フィルム告発を義務付けるべきだ。Cf. R. v. Dodd, (1982) 74 Cr. App. Rep. 50.

(47) 取調べのための身柄拘束の承認も、「警察および刑事証拠法」の特徴の一つであるが、この点については次項で検証する。

(48) HARGREAVES & LEVENSON, supra note (38), at 94 は、弁護人の連絡は、審査官 (review officer) が行なへくわざとある。

(49) 重大な逮捕可能犯罪について、11大条が「応の定義を與へるが、それは必ずしも正確なものだとは言えない。たゞなぜか cf. R. v. Neil McIvor, [1987] CRIM. L. REV. 409. たゞ、同11条11項は、(a)...evidence relating to an offence...、(b) an offence for which he is under arrest is a serious arrestable offence, (c) the investigation... と規定しているが、(a)の要件がやや詰めの詰めなのが、(b)の重大な逮捕可能犯罪の証據でなければならぬが、(c)の重大な逮捕可能犯罪の捜査でなければならぬが、この特別な要請はない。

ちなみに、当初から16時間以上の留置が必要だと思われる場合は、同11条による留置延長を行なわざと、同11条によつて直接マハベア

チャーチ・コームの令状を請求するのも可能である。

(50) 四二一条六項<sup>50</sup>は、被疑者に弁護人がついてゐるとは限らないことを前提としているのであるが、BEVAN & LIDSTONE, supra note (38), at 205-206 は、五八条一項と「実務規範」六条一項を併せ読むと、意見陳述の前に、被疑者は弁護人との接見あることは電話連絡を認められるべきである。

(51) 一度に九六時間までの留置が認められるのではなく、まず最初は留置延長令状によつて三六時間以内（一般には被疑者の警察署引致後七一時間まで）の延長を認め、その後ふたたび警察の申請に基いて、令状の効力を延長するという形で、九六時間までの留置が認められるのである。それぞれ、どの程度の留置延長を認めるかは裁判所の裁量による。なお制限時間内であれば何度も申請および延長が可能である。

ちなみに、四五条一項は、四三条および四四条について “magistrates’ court” では、一人以上の治安判事によって構成される非公開の裁判所であると定義する。むろん、§ 16 (3) of the Justices of the Peace Act 1979 もの関係で、有給治安判事(stipendiary magistrate)は、一人で令状を発付する事が可能である。Cf. FREEMAN, supra note (38), at 88.

(52) もう一つ、被疑者が黙秘権行使してくる場合にも、裁判所が留置延長令状を発しつづかは問題だといわれている。この点は次項や検討する。

(53) ちなみに、刑事手続に関する王立委員会は、三四時間以降の警察留置にはマジスティシート・コームの令状を必要とするべしと提案した。それが現行法のようになつた理由等については、cf. ZANDER, supra note (38), at 54; BEVAN & LIDSTONE, supra note (38), at 175-176.

(54) 手続の流れについては、cf. Id., at 177. たゞ時間の警察留置といふのは、ローマ・ヨーロッパなどはまだ以前からやつてゐる。しかし、以前には警察留置の時間的制約を明確に規定した法律がなかつたため、かなり長期の身柄拘束がなされたものもある。その意味では、「警察ねらび刑事証拠法」は、それに制約を課したものであつた。むろん、Ashby, Safeguarding the Suspect, in *The Police: POWERS, PROCEDURES AND PROPERTIES* (ed., by Benyon & Bourn, 1986) 188 は、三回半間、三六時間、九六時間というのが、告発前の身柄拘束の標準になつてしまつ危険であるとする。だが、四二一条は、時間の計算は approximate only と規定する。これが何を意味するかは、裁判所による解釈と懲戒委員会の判断によつて決まるものとなる。Cf. ST. JOHN A. ROBILLARD & J. McEWAN, POLICE POWERS AND THE INDIVIDUAL 164-165 (1986).

ちなみに、四八条は、告発された被疑者を余罪捜査のため三日間 (three clear days) 留置する事を認めてゐる。したがつて、やの場合には、被疑者は三六時間以上警察署に留置されないであつた。

(55) R. v. King, [1980] CRIM. L. REV. 40. たゞ、Cross, Confessions and Cognate Matters: An English View, 66 COLUM. L. REV. 79, 88 (1966) は、弁護権の不告知を理由として自由が排除された事件はない。むろん、現在でも、黙秘権や弁護権の告知は、法律

ナシマセシはなべ、実務規範上のものにあわせ。

(56) Zander, Access to a Solicitor in the Police Station, [1972] CRIM. L. REV. 342, 343-346; Baldwin & McConvile, Police Interrogation and the Right to See a Solicitor, [1979] CRIM. L. R. 145.

(57) 権利制限の要件を規定した用長禁用項、用八條八項や二十九項の重大な逮捕可能犯罪は、被疑者留置の根据もやむを得ない重大な逮捕可能犯罪は、被疑者留置の根据もやむを得ない。Cf. HARGREAVES & LEVENSON, supra note (38), at 114; ZANDER, supra note (38), at 70. いわゆる規定が現実にどうある必要はない。Cf. Ashby, supra note (54), at 187. むだなど、R. v. Neil McIvor, [1987] CRIM. L. REV. 410 では、弁護人が被疑者に黙秘を説くねども、弁護権を行使してしまふと、家族等に漏れ出された弁護人が警察署に来てしまふ場合にば、警察官は必ずしも被疑者に知り得なければならぬ。いわゆる R. v. Sally Jones, [1984] CRIM. L. REV. 357 にて認めた。

(58) 被疑者が弁護権を行使してしまふと、家族等に漏れ出された弁護人が警察署に来てしまふ場合にば、警察官は必ずしも被疑者に知り得なければならぬ。Cf. Wolchover, supra note (39), at 156-159. See also, POWELL & MAGRATH, supra note (38), at 482 (A Twenty-four-hour Duty Solicitor Scheme Submission).

(59) いわば、おくあや被疑者の権利であつて、弁護人の権利ではない。弁護人の援助を受ける前に取調べを開始するいわゆる「あわせ」は、(a)弁護権の行使が制限されてくる場合、(b)警視以上の階級の警察官が、弁護人の到着を待っていたのでは、他人の財産に危害が及ぶおそれがあるか、捜査が不適に遅れるなどになるふたつの合理的な理由が存在する場合、(c)弁護人と連絡がとれなかつたり、弁護人が警察署への出頭を辞退してくる場合、(d)被疑者が書面あるいはホームページのうえ、やぐに取調べを開始するいふに同意した場合、のいずれかに該当する場合である(実務規範六条三項)。なお、Note for Guidance 6A 参照。

(60) 例外が認められるのは、(i)人に対する危害、財産に対する損害を生じぬおそれがある、(ii)被疑者の釈放が不必要に遅れる、おぬくは(iii)その他、捜査結果に害を及ぼすと信ずるに足る合理的な理由が存在する場合であらうが、捜査官にかなり広い裁量が与えられてくること、えよ。

(61) 黙秘権告知の時期は、「裁判官準則のいわゆる “enough admissible evidence to justify suspicion” が存在するもあつたが、『実務規範』10条のいわゆる “there are grounds to suspect an offence has been committed” であらう。むづくまづく、被疑者が黙秘権を使つてゐ、取調べを直ちに中止しなければならないなど、ねじぢまなこもいわゆる。Cf. Note for Guidance 1B.

(62) 「実務規範」11条1項の文體上、取調べが禁止されたらば足らず、有罪を獲得するに足る十分な証拠能力のある証拠が存在する場合であらう。したがつて、この段階ではわざと、取調べによつて自白を獲得する必要はない。むづくまづく、むづくまづく、いわゆる証拠が存在する場合であらう。取調べ直ちにや続か取調べを繰り返す事実上不可能ではないであらう。Cf. Gibbons,

The Conditions of Detention and Questioning by the Police, [1985] CRIM. L. REV. 558, 564. むだなど、裁判官準則のいわゆる「如

「差するに足りない証據」が存在するか否かを問う、扣留を故意に與むかれて強制執行を行なつたとするべきだ。Cf. H. STREET, FREEDOM, THE INDIVIDUAL AND THE LAW 31 (5th ed., 1982).

(64) 証據のホーリー録音が施設ではなれば、現場の警察官の理解が得られないから、監視録用の調査結果が規定される。Cf. Roberts, Tape Recording the Questioning of Suspects—The Field Trials Guidelines, [1984] CRIM. L. REV. 537; C.F. WILLIS, THE TAPE-RECORDING OF POLICE INTERVIEWS WITH SUSPECTS: AN INTERIM REPORT (1984); Baldwin, The Police and Tape Recordings, [1985] CRIM. L. REV. 695 [本録音の範囲・録音の方法・機器保証等]。

B・クリトリー証「警察官による被疑者の取調べのホーリー録音」(判例時報)一九五〇(一九八六年)五頁参照。

(65) あなたは、供述録取書の作成にてむなつの改善がさぬいたる。從来の供述録取の問題点等にては、cf. Wolchover, Validating the Accused's Confession, 47 M.L.R. 535 (1984); Heaton-Armstrong, Police Officer's Notebooks: Recent Developments, [1987] CRIM. L. REV. 470.

(66) 七八条は、一九七一年の刑事法改正案の第11報却書の提案したが、たゞの如きではない。たゞ、血口撃逐は選択する規定は、七八条のほどのく、七八条および八二一条の存在するが、やれども、七八条にては排除せられた血口は選択する規定は、EMAN, supra note (38), at 127。

あなたは、七八条は、証據を排除する場合の判断に際して、証據が獲得された状況を考慮すべきだ。裁判所にて証據が排除されるのは、その証據を詐称するにて裁判手続の公正性に影響 (adverse effect on the fairness of the proceedings) を与へると裁判所が考へる場合である。たゞ、"proceedings" は、"judicial proceedings" は公平な手続を意味するが、證據が排除されたり血口が排除されたらどうだ。Cf. Mirfield, The Evidence Provisions, [1985] CRIM. L. REV. 569, 573; MARSTON & NOTRE DAME, supra note (38), at 142. たゞ、七八条の判断の基準は、"torture and other inhuman and degrading treatment" である。Cf. FREEMAN, supra note (38), at 127; ZANDER, supra note (38), at 116; LEIGH, supra note (42), at 143. たゞ、R. v. Paul Deacon, [1987] CRIM. L. REV. 404 では、弁護権侵害を用いたり脅迫したり、七八条に基いて血口を排除せた。

(67) Mirfield, The Future of the Law of Confessions, [1984] CRIM. L. REV. 63, 70; P. MIREFIELD, CONFESSIONS 110 et seq. (1985); Wolchover, supra note (39), at 33-36. たゞ、七八条の原意を維持した上で、NG 裁判所にては、二判の原意を維持した上で、七八条八項が、In this section "oppression" includes torture, inhuman or degrading treatment, and the use or threat of violence (whether or not amounting to torture) as specified in the relevant legislation.

“oppression”的程度のところ、ロイヤル・コムー上要求されたりしたよりかなり強度のものが要求されいやつ、結果として排除の範囲が狭くなることにならう。Cf. LEIGH, supra note (42), at 143; MARSTON & NOTRIDGE, supra note (38), at 137-138.

(6) Zander, *The Act in the Station, in The Police: POWERS, PROCEDURES AND PROPERTIES* (ed., by Benyon & Bourn, 1986)

134. See also, DPP v. Ping Lin, [1975] 2 All E. R. 175; R. v. Rennie, [1982] 1 All E. R. 385.

## II 若干の検討

被疑者の身柄拘束に関する、「警察および刑事証拠法」は「身柄監理官 (custody officer) 制度を採用し、彼に留置手続等に関する詳細な身柄監理記録 (custody record) の作成および保管等を義務付けてゐる。身柄監理官の考え方自体は決して新しいものではなく、いわゆる警察署に duty sergeant や charge sergeant と呼ばれる警察官が存在した。<sup>(70)</sup> ただ、基本的に捜査と留置業務の分離を明かにしてゐる現行法のもので (III六条五項)、身柄監理官の判断の客観性・独立性が、どの程度現実に保障されるかは問題となるであらう。同様のこととは審査官 (review officer) についてもいえよう。これに対し、身柄監理記録に関するすぐれた事柄が詳細に記載せねば、自身が重要であるだけでなく、被疑者が身柄監理記録のコピーを要求する権利を有するにようして、内容的にも正確な記録が作成され、それによって手続の可視性が高められるに至る。

ところで、被疑者取調べに関する重要な規定は、ほとんどが「実務規範」中に存在する。「実務規範」が法律としての効力を持たないため、裁判官準則と同様、その実効性に疑問が持たれないわけではないわけではない。しかし、「実務規範」は、審議の過程で警察の意見も反映されていること、「実務規範」違反が懲戒処分の対象となること、議会の承認を必要とするなどの点で、裁判官準則と異なる点も多い。その意味では、実効性を期待できないわけではなからう。ただ、「実務規範」違反が直ちに自己排除に結びつくわけではなくともあり、「実務規範」がどの程度遵守されるかは、裁判所による自己の裁量排除や懲戒処分手續の有効性にかかるといふべきであらう。なおその他にも、「警察および刑事証拠法」は、警察内部の審査 (internal review) に重きを置きすぎているという批判も存

在する。<sup>(76)</sup>

さて、「警察および刑事証拠法」の特徴の一つは、取調べのための身柄拘束(detention for questioning)を明文で認めたことである。従来、この点に関するコモン・ローは必ずしも明確でなく、取調べのための身柄拘束を否定する判例も存在したが、一九八四年のホルゲイト＝モハメド事件で、それが正面から認められるに至ったのである。<sup>(77)(78)</sup>

取調べのための身柄拘束の承認は、当然に被疑者の黙秘権との間に緊張関係を作り出すことになる。まず最初に問題となる場面は、身柄監理官が被疑者の警察留置を認める場合である。この場合にも、被疑者が黙秘権行使しているときには警察留置は認められない、との主張もみられる。<sup>(79)</sup>しかし、多くの論者は、右の場合には特に言及せず、マジストレイト・コートによる警察留置の延長の際に、被疑者が黙秘権行使している場合を問題としている。<sup>(80)</sup>取調べのための身柄拘束が認められる以上、被疑者が黙秘権行使したからといって直ちに警察留置が認められなくなるわけではなかろうが、さりとて、警察留置が被疑者の黙秘する意思を打ちくだくために利用されるのであれば、それは事実上被疑者の黙秘権を侵害することにならう。したがって、被疑者が黙秘権行使しており、近い将来供述を開始するであろう見込みもなく、警察留置がもっぱら被疑者の黙秘する意思を打ち碎くためのものと認められる場合などには、警察留置を認めるべきではないともいえようか。<sup>(81)</sup>もともと、被疑者の警察署引致後三六時間以降の留置については、弁護権の制限は許されず、しかも原則として取調べへの弁護人の立会いも認められるから、黙秘権行使する被疑者の警察留置を認めて、白白獲得はそれほど期待できないようにも思われる。<sup>(82)(83)</sup>しかし、これは非常に重要な問題であり、最終的には裁判所の判断によって結着がつけられることにならう。

ちなみに、「警察および刑事証拠法」は、被疑者の警察留置は“necessary”なものでなければならないとする。したがって、被疑者を在宅のまま取調べる」とができるのであれば、警察留置は必要ないようにも思われる。しかし、このような考えは、先のホルゲート＝モハメド事件で明確に否定されており、「警察および刑事証拠法」の

“necessary”が何を意味するのかは、必ずしも明確なものではない。

ところで、「警察および刑事証拠法」五八条は、被疑者の弁護権を規定し、「実務規範」はそれを取調べ立会い権にまで拡張している。そして、被疑者が弁護権行使した場合には、原則として被疑者が弁護人の援助を受けまるで取調べが禁止されることなどから、「むしろ、ソリシターとの面会は原則としては被疑者に対する尋問を開始するための条件とさえ考えられている」とも主張される。<sup>(84)</sup> ただ、被疑者が弁護人ととの接見を許され、さらに弁護人の援助を受けられるまで取調べが原則として禁止されるのは、あくまでも被疑者が弁護権行使した場合に限られるのである。<sup>(85)</sup> 以前から、弁護権行使する被疑者は少ないといわれてきた。今回、「実務規範」によつて、被疑者に弁護権が告知されるようにはなつたが、現実にどの程度の被疑者が弁護権行使するかは問題であろう。<sup>(86)</sup> アメリカにおける調査結果も、弁護権の告知が弁護権行使の増加には必ずしも結びつかないことを示している。<sup>(87)</sup> したがつて、「警察および刑事証拠法」や「実務規範」によつて認められた弁護権が、被疑者の人権保障としてどの程度有効に機能するかは、被疑者がどの程度弁護権行使するかにかかっているともいえよう。そして、そのためには、被疑者が弁護権の重要性を理解するだけでなく、弁護権の行使が容易な状況が確立されなければならないのである。

なお、被疑者が弁護権行使しても、被疑者の警察引致後三六時間まではそれが制限されることは既に述べたが、この場合には、取調べへの弁護人の立会いがなくとも、被疑者取調べを開始することができる。それ以外の場合でも、警視以上の階級の警察官が、弁護人の到着を待つていたのでは捜査が不適に遅れると信ずる合理的な理由が存在すると判断した場合や、被疑者が書面あるいはテープ録音のうえで、直ちに取調べを開始することに同意した場合などにも、弁護人の立会いなしに取調べを開始することができる。しかし、前者は、その判断基準がかなり抽象的で不明確であるし、後者については、被疑者の同意を得るために不当な圧力が加えられないとも限らないのである。<sup>(88)</sup>

やるのと、「警察および刑事証拠法」110条3項は、六時間以内で事件処理が可能と思われる場合には、被逮捕被

疑者を非指定警察署に引致するのを認めている。しかし、duty solicitor 証画などは、指定警察署を中心に運営されるので、被疑者が非指定警察署に引致された場合には、弁護人の援助を容易に受けられるかは問題となる。<sup>(68)</sup>

現実にも、被疑者の約七五ペーセントは六時間以内に処理されてしまうとの調査結果も存在するのである。<sup>(69)</sup> したがって、110条3項が、被疑者の弁護権を制限するために利用されるおそれもあるわけではなかろう。

以上みてきたように、「警察および刑事証拠法」や「業務規範」による多くの問題が存在する。これらの問題について、業務上のよろづな運用がなされ、それに対して裁判所がどのような判断を示し、いかなる方向に解決の道が見えて出されるのかについて、今後の判例・実務の動向を注意深く見守る必要がある。

(68) 身柄監視官の義務について、cf. POWELL & MAGRATH, supra note (38), at 89-92.

(69) Cf. ROBILIARD & McEWAN, supra note (54), at 154; Buck, Questioning the Suspect, in THE POLICE : POWERS, PROCEDURES AND PROPRIETIES (ed., by Benyon & Bourn, 1986) 151.

(70) まだ、誰を累にして多くの被逮捕被疑者が警察署に引致された場合には、身柄監視官や審査官による身柄拘束についての判断は、非常に困難となる。Id., at 156.

(72) Zander, supra note (68), at 124-125. やはり、「業務規範」111条は、供述録取書に認してかなり詳細な記録を要求している。

(73) Cf. COX, Openness and Accountability, in THE POLICE : POWERS, PROCEDURES AND PROPRIETIES (ed., by Benyon & Bourn, 1986) 167; Irving, The Interrogation Process, in Id., at 148. See also, WEGG-PROSSER, supra note (3), at 138.

(74) Zander, supra note (68), at 123 は、「業務規範」は “the bible for the officer in the police station” となるべきである。

(75) Cf. Gibbons, supra note (63), at 568.

(76) Cf. Cox, supra note (73), at 167. See also, WEGG-PROSSER, supra note (3), at 139.

(77) Eg., Shaaban Bin Hussein v. Chong Fook Kam, [1969] 3 All E. R. 1626, 1630; R. v. Houghton, (1979) 68 Cr. App. Rep. 197, 205.

(78) Holgate-Mohammed v. Duke, [1984] 1 Q.B. 209 (Court of Appeal). ここで「証拠法」§2 (4) of the Criminal Law Act 1967 の趣味として取扱うたるの趣旨を離れたことや、他の条文に

聞こへば當及してしなる。併だ、尋決文から「留置の権限の行使が認められたならば、警察官は、逮捕しよへんとする犯罪に係る被疑者が有罪であるかを調へるために取調べる権限を有するが、したがつて、右取調べのための取柄拘束が認められたならば、他の範囲を越へて黙示強要せざる」のやうな。cf. Dockray, Arrest for Questioning?, 47 M.I.R. 727 (1984); Zellick, The Purpose Behind an Arrest, [1984] Crim. L. Rev. 94.

(7) JUSTICE, MEMORANDUM ON THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE BILL AND THE DATA PROTECTION BILL (1983), para 4 が、第一次憲法上議院(衆議院)で採用された際(1984年6月1日)述べて、「This provision strikes at the very root of the right to silence」 と述べた。

むろんより、内務大臣が「A necessary but undesirable, convenient or a good idea but necessary」 と主張した。House of Commons, Hansard, Standing Committee E, February 16, 1984, col. 1229.

(8) HARGREAVES & LEVENSON, supra note (38), at 91. Cf. Webb-Prosser, supra note (3), at 125.

(9) Id., at 97; BEVAN & LIDSTONE, supra note (38), at 210; ZANDER, supra note (38), at 57; MARSTON & NORRIDGE, supra note (38), at 108; Zander, supra note (68), at 130; Ashby, supra note (54), at 187-188; Zuckerman, The Right Against Self-Incrimination: An Obstacle to the Supervision of Interrogation, 102 LAW QUARTERLY REV. 43, 60-61 (1986).

(10) Cf. Zander, supra note (68), at 130. たゞ、他の事実を隠さず、裁判官は被疑者の供述に対する証拠を認めた場合、See, House of Commons, Hansard, Standing Committee E, February 16, 1984, cols. 1228-1229.

(11) Cf. BEVAN & LIDSTONE, supra note (38), at 210.

(12) 編著「本國の新規制の動向——ハーバード」 著者(拙著) [1979] が、「金助教授は、Note for Guidance 6A が「監視のためのレコード、Notes for Guidance が「新規制」を構成するものだ。

(13) WOLCHOVER, supra note (39), at 155 が、いわば大ねだら欠点である。たゞ、Gibbons, supra note (63), at 563 が、「新規制がもたらす影響」の構成である弁護権は監視権との競争では勝てないと、むしろ指摘する。

(14) Zander, supra note (68), at 133.

(15) Cf. Medalie, Zeitz & Alexander, Custodial Police Interrogation in Our Nation's Capital: The Attempt to Implement Miranda, 66 MICH. L. REV. 1347 (1968).

(16) BEVAN & LIDSTONE, supra note (38), at 251-252. たゞ、内閣の閣僚たる弁護人も、取調べを不適に妨害するといった行動をとるだといれば、内閣の閣長たる内閣総理大臣も

(89) *Id.*, at 250.

(90) REPORT, *supra* note (19), at 52-53.

### 第三款 ま と め

イギリスにおける被疑者取調べは、一九一二年以降、裁判官準則によって手続的に、自白法則によつて証拠法的に規制されてきたが、被疑者取調べを含め、犯罪捜査における警察の権限は不明確なままであつた。そのような状況において、一方では裁判官準則による黙秘権告知によつて捜査が妨害されないと主張され、他方では裁判官準則による黙秘権や弁護権は被疑者の権利保障にほとんど役立つていないとも主張してきた。ただ、このようない見解の相違は、事実に対する評価の違いというよりも、刑事手続の現状を正確に把握していなかつたことに由来していたといえよう。そこで、刑事手続の現状を正確に把握したうえで、犯罪者の処罰という社会的利益と市民の権利と自由との間に適切なバランスをはかる」と目的として、「刑事手続に関する王立委員会」が設立された。

一九八四年の「警察および刑事証拠法」は、右王立委員会の提案と一九七二年の刑事法改正委員会第一一報告書を基礎にして作成されたものである。警察の犯罪捜査権限に関していえば、かなりの明確化がはかられると同時に、権限の拡大・強化が実現された。しかし、それに対抗するような形で、被疑者の権利保障にも意が用いられている。「警察および刑事証拠法」が、犯罪者の处罚という社会的利益と市民の権利と自由との間に適切なバランスをはかりえたか否かは、一概には判断できない。ただ、同法の規定する被疑者の権利保障が有効に機能するようになりますためには、被疑者の黙秘権の廃止という方向に進まなければならないとの主張もみられる。<sup>(91)</sup>以前にも、被疑者の黙秘権を制限すべしとの主張がなされたことはある。しかし、今回の主張は、被疑者の人権を保障するために黙秘権を廃止せよというもので、以前の主張とはかなり異なつてゐる。ただ、右のような主張がなされる」と自体、捜

査手続きにおける黙秘権の位置付けの困難さを示すものといえよう。

この点、「警察および刑事証拠法」は、被疑者の黙秘権を認めつつ、取調べのための身柄拘束をも認めている。モン・ロー国においては、逮捕は被疑者を裁判所へ引致するためのものである、というのが伝統的な考え方であったかもしれない。しかし、現実には、逮捕が捜査（取調べ）のために利用されたことは否定できないであろう。このように理論と現実とが食い違う場合に、採りうる方法として次の二つが考えられる。一つは、右のような実務の運用をすべて違法とし禁止してしまうことである。他の一つは、被疑者の人権保障に必要な策を講じたうえで、適法に逮捕された被疑者を告発前に取調べのために拘束する（<sup>(92)</sup>）ことを認める（<sup>(93)</sup>）ことである。「警察および刑事証拠法」は、後者の方を採用したわけである。

しかし、既に検討したように、取調べのための身柄拘束の承認は、被疑者の黙秘権を事実上侵害する危険をはらんでいる。そのため、警察の取調べ権と被疑者の黙秘権とをどのように調整するのか、そしてその調整過程において、被疑者の弁護権をどのように位置付けるのか、これが「警察および刑事証拠法」における最大の問題であるといえよう。

(91) Zuckerman, *supra note* (81), at 70.

(92) Leigh, *supra note* (42), at 50-51.

(93) わが国の刑事訴訟法は、被告人勾留に関する規定を被疑者勾留に適用するという形をとっている。そのため、解釈上は、被告人勾留の目的も同じものになるはずである。しかし、現実には、捜査実務も判例も、両者の目的が同じだという立場にはないようと思われる。この点については、三井誠「起訴前手続の違法と起訴後勾留の効力（下）」判例時報九七九号（一九八〇年）一四三頁参照。なお、イギリスでは「警察および刑事証拠法」において、アメリカでは一九八四年の「包括的犯罪規制法」において、*preventive detention* が認められるに至った。わが国でも、被疑者および被告人勾留の要件や目的について、慎重に検討してみる必要があるのではないだろうか。

## 第一節 アメリカにおける被疑者取調べ

被疑者取調べに関するわが国の学説に最も大きな影響を与えたのは、一九六六年のミランダ判決であるといつても過言ではなかろう。<sup>(1)</sup> もう少し、「ミランダ判決以前に自白の許容性の問題を扱ってきた諸判例が、その判断基準を第五修正の適正手続条項に基盤を置く任意性の原則に求めたものに対し、ミランダ判決は、第五修正の黙秘権にその判断基準を求めた点で、従来の諸判例とは一線を画するものである。<sup>(2)</sup> ただ、そのため、従来の諸判例が、取調べの方法や状況等を直接問題としたものに対し、ミランダ判決はむしろ、身柄拘束中の被疑者取調べが許されるための手続的要件を問題にしてくるともいえよう。<sup>(3)</sup>

本節では、まず、右のようなミランダ判決が捜査実務にどのような影響を及ぼしたのかを検討し、次に、ミランダ原則の適用範囲やミランダ原則が適用されない場合の被疑者取調べの規制原理等について、合衆国最高裁判所の判例の動向を検討す。<sup>(4)</sup>

(1) *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436 (1966).

(2) 由り法則の発展について、cf. Note, *Developments in the Law—Confessions*, 79 HARV. L. REV. 938 (1966). だが、事情の総合説に基づく任意性の原則は、<sup>5</sup> 警察官に対する行為規範として、裁判官に対する裁判規範として不十分だとのやむいた地上にこじは、cf. Schulhofer, *Confessions and the Court*, 79 MICH. L. REV. 865, 869-872 (1981). しかし、出意性の原則を維持すべしとの主張も根強づ。Cf. Grano, *Voluntariness, Free Will, and the Law of Confessions*, 65 VA. L. REV. 859 (1979).

(3) Dolinko, *Is There a Rationale for the Privilege Against Self-Incrimination?*, 33 U.C.L.A. L. REV. 1063, 1083 (1986) などは、第H修正の黙秘権に判断基準を求めるべきを批判する。But see, Schulhofer, *Reconsidering Miranda*, 54 U. CHI. L. REV. 435, 436-439 (1987).

(4) 「トヘッタ判決は、取調べ状況や方法について、特別な制約を課さなければならぬ」だ。Cf. Note, *Waiver of Rights in Police Interrogations*: *Miranda in the Lower Courts*, 36 U. CHI. L. REV. 413, 422-30 (1969).

(5) 「トヘッタにおける被疑者取調べ」しながら、本節では、合衆国最高裁判所の判例の検討が中心となる。ただ、最高裁の示した基準等

に違反して自白が得られたような場合には、裁量上訴や人身保護手続において、州裁判所等の判断が覆されることもありうる。その意味で、合衆国最高裁判所の判例は、ある意味では取調べに関する最低基準を示しているともいえよう。

なお、州レベルのものとしては、渡辺修「ニューヨーク州の自白法則——取調べに於ける必要的弁護を中心に——」神戸学院法学一六巻二号（一九八六年）二七頁が詳しい。

### 第一款 ミランダ判決の影響

ミランダ判決は、身柄拘束中の被疑者取調べは内在的強制であるとしたうえで、そのような取調べに関して、次の三つの原則を明らかにした。すなわち、①取調べに先立つて、被疑者に黙秘権および弁護権（官選弁護であり取調べへの立会権をも含む）を告知すべきこと、②被疑者がこれらの権利を有効に放棄しない限り取調べは許されず、被疑者が黙秘権あるいは弁護権行使したときは取調べを中止すべきこと、③以上の手続に違反して得られた供述は証拠として許容されないこと、以上の三つである。その判断が画期的なものであつたため、大きな論議を引き起すことになった。<sup>(7)</sup>

ところで、ミランダ判決は、次の三つの前提に立つていていた。<sup>(8)</sup>すなわち、①警察官は、被疑者の権利に関する十分なそして効果的な告知を行ない、被疑者による権利行使を十分に尊重するであろうこと、②被疑者は、権利告知の意味とその重要性を理解し、適切な権利行使を行なうであろうこと、③弁護人の存在は被疑者の黙秘権保障に役立つであろうこと、以上の三つである。しかし、ミランダ判決の右の三つの前提は正しかつたのであろうか。また、ミランダ判決は、捜査実務にどのような影響を及ぼしたのであろうか。少数意見が危惧したように、効率的な法執行を阻害したのであろうか。さらに、被疑者の権利保障にとって、ミランダ判決は実効性を持ちえたのであろうか。

以上の諸点を検討するために、ミランダ判決後幾つかの調査研究が行なわれた。<sup>(9)</sup>それらの調査研究のほぼ一致し

た結論は、ミランダ判決は、捜査実務にそれほど大きなインパクトを与えたかったかわりに、被疑者の権利保障にとつては不十分なものでしかない、というものである。<sup>(10)</sup> この点、もう少し詳しくみてみよう。

被疑者の黙秘権および弁護権（取調べへの立会い権、官選弁護権を除く）の告知は、すでにミランダ判決以前からある程度行なわれていた<sup>(11)</sup>。そして、判決後の時間の経過とともに、判決に沿うより適正な告知がなされるようになつたが、それでも完全な告知がなされるのはさほど多くなく、また何らの告知もなされない場合も存在するといわれる<sup>(12)</sup>。さらに、被疑者が黙秘権や弁護権行使しても、警察官が取調べを中止しない場合があるだけでなく、弁護人が立会いえない逮捕現場での取調べが意外に多いともいわれる<sup>(13)</sup>。

また、被疑者が黙秘権行使する場合はさほど多くなく、逆に何らかの告知を受けたときのほうが供述する傾向が強いとさえいわれる<sup>(14)</sup>。弁護権に関しても、二四時間の弁護体制をとつていたにもかかわらず、弁護人を要求した被疑者は、全体の七ペーセントにすぎなかつたとされる<sup>(15)</sup>。このように、被疑者による黙秘権や弁護権行使の割合が低いことは、被疑者がそれらの権利の意味や重要性を理解しえないこと<sup>(16)</sup>、また理解したとしても権利行使しうる状況にないこと<sup>(17)</sup>、などが原因であろう<sup>(18)</sup>。しかも、警察官は、権利告知後すぐに、被疑者に権利放棄を促しているともいわれる<sup>(19)</sup>のである<sup>(20)</sup>。したがつて、そのような状況下でなされた被疑者の権利放棄を、有効なものとみなしてよいかが大きな問題となる。いわゆる放棄の任意性・有効性の問題である<sup>(21)</sup>。

ところで、弁護人は、被疑者との接見に際して、一般には何も言わないように忠告する。しかし、多くの事件で、警察側はすでに十分な証拠を持つていて、被疑者が黙秘してもさほど影響は受けないといわれる<sup>(22)</sup>。そして、弁護人が被疑者に黙秘を勧めるのは、事件の概要すら知りえない場合であることが多く、事件の概要を知り、そして警察側の手持ち証拠についてもある程度把握できる場合には、寛大な取扱いを受けられるように、被疑者に捜査官への協力を勧めるであろうとさえいわれる<sup>(23)</sup>。

以上みわたよひは、ミランダ判決は、捜査実務にそれほど大きな影響を及ぼせなかつたかわりに、身柄拘束中の被疑者取調べの改革といつては、必ずしも満足のいくものではなかつた。<sup>(26)</sup> 換言すれば、ミランダ判決を支える前記三つの前提について、合衆国最高裁判所は、楽観的なみかたをしていたものいえよら。<sup>(27)</sup> がた、ミランダ判決においても、有効な権利放棄があつた後の自由は常に任意であるとはそれでいいない。にもかかわらず、ミランダ判決以降は、訴追側が有効な権利放棄があつたないと立証すれば、その後の取調べ方法等はあまり問題とわれなくなつたともいふねれる。<sup>(28)</sup> したがつて、被疑者が一度権利を放棄して取調べに応じてしまえば、警察官の詐術や偽証による自由に追い込まれるゝことせざりばあるふこねれるのである。<sup>(29)</sup>

しかし、右のような問題が残つてゐるといふことは、ミランダ判決の意義を否定するに足りぬ明ひかであらう。<sup>(30)</sup> ルイド、ミランダ判決で示された精神が、その後の判例等での程度尊重されつゝなかが、重要な問題となる。

(6) ミランダ判決が、取調べ中の取調べはやね自由で内在的に強制だつたといふ批判やあるとして、cf. Grano, Prophylactic Rules in Criminal Procedure: A Question of Article III Legitimacy, 80 NW. U. L. REV. 100 (1985). But see, Schulhofer, supra note (3), at 440-453.

(7) Eg., Edwards, George, Pye, Lynch, Kuh, Hogan, Frankel, Younger, Interrogation of Criminal Defendants—Some Views on Miranda v. Arizona, 35 FORDHAM L. REV. 181, 193, 199, 221, 233, 243, 249, 255 (1966); Kamiser, A Dissent from the Miranda Dissents: Some Comments on the New Fifth Amendment and Old Voluntariness Test, 65 MICH. L. REV. 59 (1966); Warden, Miranda—Some History, Some Observations, and Some Questions, 20 VAND. L. REV. 39 (1966); Graham, What is "Custodial Interrogation?": California's Anticipatory Application of Miranda v. Arizona, 14 U.C.L.A. REV. 59 (1966); Note, Developments in the Law—Confessions, 79 HARV. L. REV. 938, 966-1023 (1966); Eisen & Posett, Protections for the Suspect under Miranda v. Arizona, 67 COLUM. L. REV. 645 (1967); Note, Tacit Criminal Admissions in Light of the Expanding Privilege Against Self-Incrimination, 52 CORNELL L. Q. 335 (1967); Rothblatt & Pitler, Police Interrogation: Warnings and Waivers—Where Do We Go From Here?, 42 NOTRE DAME LAW. 479 (1967).

(∞) Medalie, Zeitz & Alexander, Custodial Police Interrogation in Our Nation's Capital: The Attempt to Implement Miranda, 66 MICH. L. REV. 1347, 1348 (1968) [hereinafter cited as Washington, D.C. Study].

(∞) Eg., Id.; Younger, Interrogation of Criminal Defendants—Some Views on *Miranda v. Arizona*, 35 FORDHAM L. REV. 255 (1966); Younger, Results of a Survey Conducted in the District Attorney's Office of Los Angeles County Regarding the Effect of the Miranda Decision upon the Prosecution of Felony Cases, 5 AM. CRIM. L. Q. 32 (1966) [hereinafter cited as Los Angeles Survey]; Project, Interrogations in New Haven: The Impact of *Miranda*, 76 YALE L. J. 1519 (1967) [hereinafter cited as New Haven Study]; Seeburger & Wettick, *Miranda* in Pittsburgh—A Statistical Study, 29 U. PITTS. L. REV. 1 (1967) [hereinafter cited as Pittsburgh Study]; Robinson, Police and Prosecutor Practices and Attitudes Relating to Interrogation as Revealed by Pre- and Post-Miranda Questionnaires: A Construct of Police Capacity to Comply, [1968] DUKE L. J. 425; Witt, Non-Coercive Interrogation and the Administration of Criminal Justice: The Impact of *Miranda* on Police Effectuality, 64 J. CRIM. L. & C. 320 (1973). See also, Faculty Note, A Postscript to *Miranda* Project: Interrogation of Draft Protestors, 77 YALE L. J. 300 (1967) [hereinafter cited as Draft Protestors]; Zeitz, Medalie & Alexander, Anomie, Powerlessness, and Police Interrogation, 66 J. CRIM. L., C. & P. S. 314 (1969); Milner, Comparative Analysis of Patterns of Compliance with Supreme Court Decisions: "Miranda" and the Police in Four Communities, 5 LAW & SOC. REV. 119 (1970); Pepinsky, A Theory of Police Reaction to *Miranda v. Arizona*, 16 CRIME AND DELINQUENCY 379 (1970); Neubauer, Confessions in Prairie City: Some Causes and Effects, 65 J. CRIM. L. & C. 103 (1974).

(Ω) Cf. Witt, supra note (9), at 20; Pittsburgh Study, supra note (9), at 26; Washington, D.C. Study, supra note (8), at 1395; New Haven Study, supra note (9), at 1613-1615.

(∞) Robinson, supra note (9), at 447-480. ՀՀՀ բարեկարգության 1 մասին Պeople v. Dorado (398 P. 2d 380 (1965), cert. denied, 384 U.S. 1016 (1966)) պատճեն դիմումը կազմակերպվել է 1965 թվականի Հունվարի 20-ին՝ ԱՄԵՐԻԿԱՆ ԼՈՍ ԱՆGELES SURVEY, supra note (9), at 35.

(∞) New Haven Study, supra note (9), at 1550-1551; Washington, D.C. Study, supra note (8), at 1365-1367. ՀՀՀ Նեա Haven Study (at 1552-1554) վեհաջող առաջարկությունները կազմակերպվել են 1965 թվականի Հունվարի 20-ին՝ ԱՄԵՐԻԿԱՆ Լ. BAKER, MIRANDA: CRIME, LAW AND POLITICS 403-404 (1983) թվականում՝ մասնակիությամբ կազմակերպվել են Նեա Haven Study, supra note (9), at 1555.

(13) New Haven Study, supra note (9), at 1555; Washington, D.C. Study, supra note (8), at 1364-1365, 1394.

- (14) *Id.*, at 1367-1370.
- (15) New Haven Study, *supra* note (9), at 1563. たゞ一 Pittsburgh Study, *supra* note (9), at 23 は「ハダ」と「ハタ」の区別を明確にし、ハタは「ハタ」の後、ハタは「ハタ」の前に置く。
- (16) New Haven Study, *supra* note (9), at 1565.
- (17) Washington, D.C. Study, *supra* note (8), at 1351-1352, 1383-1385.
- (18) *Id.*, at 1372-1376. See also, Draft Protestors, *supra* note (9). たゞ、New Haven Study, *supra* note (9), at 1571-1572 は「ハタ」と「ハタ」の区別を明確にし、ハタは「ハタ」の後、ハタは「ハタ」の前に置く。
- (19) *Id.*, at 1578. See also, Driver, Confessions and the Social Psychology of Coercion, 82 HARV. L. REV. 59 (1968).
- (20) たゞ、「Miranda Card」と「waiver-of-rights form」は「ハタ」と「ハタ」の区別を明確にし、ハタは「ハタ」の後、ハタは「ハタ」の前に置く。
- (21) Milner, *supra* note (9), at 129; Pittsburgh Study, *supra* note (9), at 7.
- (22) 「ハタ」は「ハタ」と「ハタ」の区別を明確にし、「ハタ」の後、「ハタ」の前に置く。Eg., Note, The Supreme Court, 1965 Term, 80 HARV. L. REV. 91, 205 (1966); Kuh, Interrogation of Criminal Defendants—Some Views on Miranda v. Arizona, 35 FORDHAM L. REV. 233, 236 (1966). たゞ、「ハタ」と「ハタ」の区別を明確にし、「ハタ」の後、「ハタ」の前に置く。
- (23) New Haven Study, *supra* note (9), at 1600. たゞ、有罪獲得は「ハタ」と「ハタ」の区別を明確にし、「ハタ」の後、「ハタ」の前に置く。「ハタ」は「ハタ」の後、「ハタ」の前に置く。「ハタ」は「ハタ」の後、「ハタ」の前に置く。
- (24) New Haven Study, *supra* note (9), at 1604-1605. たゞ、「ハタ」と「ハタ」の区別を明確にし、「ハタ」の後、「ハタ」の前に置く。Barret, Police Practices and the Law—From Arrest to Release or Charge, 50 CALIF. L. REV. 11, 35-45 (1962).
- (25) 「ハタ」は「ハタ」の後、「ハタ」の前に置く。「ハタ」と「ハタ」の区別を明確にし、「ハタ」の後、「ハタ」の前に置く。Clark, Observations: Criminal Justice in America, 46 TEX. L. REV. 742, 745 (1968).
- (26) たゞ、「ハタ」と「ハタ」の区別が有罪獲得において起因するたる「ハタ」と「ハタ」の区別が「ハタ」と「ハタ」の区別が「ハタ」と「ハタ」の区別である。
- O.H. STEPHENS, THE SUPREME COURT AND CONFESSIONS OF GUILT 205 (1973).

(27) Cf. New Haven Study, supra note (9), at 1616.

(28) Cf. Berkemer v. McCarty, 468 U.S. 420, 433 (1984).

(29) Ogletree, supra note (22), at 1829.

(30) Id., at 1828-1829. Cf. White, Defending Miranda: A Reply to Professor Caplan, 39 VAND. L. REV. 1, 13-14 (1986); White,

Police Trickery in Inducing Confessions, 127 U. PA. L. REV. 581 (1979); Choper, Consequences of Supreme Court Decisions Upholding Individual Constitutional Rights, 83 MICH. L. REV. 1, 15 (1984); Caplan, Questioning Miranda, 38 VAND. L. REV. 1414 (1985); Inbau, Over—Reaction—The Mischief of Miranda v. Arizona, 73 J. CRIM. L. & C. 797 (1982).

(31) 1 W. R. LAFAVE & J. H. ISRAEL, CRIMINAL PROCEDURE 484-485 (1984); Schulhofer, supra note (3), at 460.

### 第11款 マッハダ判決後の判例の動向

「マッハダ判決は、合衆国憲法第五修正の黙秘権に基づいて、身柄拘束中の被疑者取調べに関する基本原則を宣言<sup>(32)</sup>した。しかし、マッハダ判決によつて、被疑者取調べに関する問題がすぐに対処されたわけではない。マッハダ原則の適用範囲と、マッハダ原則が適用されない場面での取調べの規制原理等、重要な問題が残されてゐる。これらで本款では、被疑者取調べに関するマッハダ判決後の判例の動向を検討するに至る。

ヨリハ、アメリカにおいては、取調べの時期や態様いじり、その規制原理が異なつてゐるが、まず確認しておき。やなわら、①同法手続開始前の身柄不拘束の取調べを規制する伝統的な自白法則、②違法な身柄拘束下の取調べを規制する第四修正の排除法則、③同法手続開始前の身柄拘束中の取調べを規制する第五修正の黙秘権法理（マッハダ原則）、および④同法手続開始後の取調べを規制する第六修正の弁護権法理（マサイア原則）である。以上の四つが基本であるが、連邦法則たるマナシグ＝マロニー・ルールも、取調べの規制原理として機能する。<sup>(34)</sup>ただし、マジストレイト・コーム引致するまでの期間中、一切の取調べが禁止されるわけではないので、取調べが行なわれた場合には、第五修正の黙秘権法理によつて規制されるに至る。

さて、以下では前述の規制原理を個々的にみていくことにするが、伝統的な自白法則については、次の点を指摘する必要があろう。まず第一は、この規制原理の適用範囲も決して自明のものではなく、身柄拘束の有無についての判断基準いかんで変化することである。第二は、個々の事件ごとに事情を総合して自白の任意性を判断することになるため、警察官に対する行為規範としても、裁判官に対する裁判規範としても、明確な規準を提供する」とが困難なことである。<sup>(36)</sup> そして、この点は、身柄拘束中の取調べによつて得られた自白についても問題となることをわざではない。すなわち、前款でも述べたように、ミランダ判決においても、有効な権利放棄があつた後の自白は常に任意であるとはされていない以上、<sup>(37)</sup> 権利放棄後の自白の許容性も、最終的には伝統的な自白法則によつて決定されるのである。<sup>(38)</sup>

次に、第四修正の排除法則についてみてみよう。違法な身柄拘束下における自白は、第四修正違反を理由に証拠から排除されるというのが、ミランダ判決以前の判例の立場であった。<sup>(39)</sup> そして、このような立場は、ミランダ判決後においても、一連の判決によつて維持されている。<sup>(40)</sup> もつとも、第四修正を根拠とするため、証拠物に関する排除法則と同様、いわゆる稀釈法理がとられており、違法な身柄拘束と自白との間の因果関係が種々の要素によつて稀釈されたか否かを、全体の事情から判断することになる。<sup>(41)</sup> ミランダ告知の有無も、その判断に際しての一要素となるであろうが、有効な権利放棄後に任意の自白が獲得されたとしても、そのことによつて身柄拘束の違法性が阻却されるわけではないことは当然である。<sup>(42)</sup>

ところで、テイラ―事件では、訴追側が「善意の例外」を主張したのに對し、合衆国最高裁は、「今日まで我々はそのような例外を認めてこなかつたし、本件でも認めるつもりはない」と答えていた。<sup>(43)</sup> したがつて、いわゆる別件逮捕中の自白だけでなく、結果的に、逮捕時には probable cause が存在しなかつたと判断された場合にも、その間に獲得された自白は排除されることにならう。しかし、その後、合衆国最高裁は、レオン事件およびシェパー

ド事件において、第四修正の排除法則に対する「善意の例外」を認めるに至った。<sup>(44)</sup> 両判決とも、違法な身柄拘束中の自白の問題を直接扱つたわけではないが、今後は当然問題になるものと思われる。

これに対し、第五修正の黙秘権法理（ミランダ原則）にはどのような問題が存在するのであろうか。ミランダ原則は、「身柄拘束中の取調べ」に関してのみ適用される原則である。<sup>(45)</sup> そこでまず、「身柄拘束中」の意味が問題となる。<sup>(46)</sup> まず、「身柄拘束中」であるとされたものとしては、刑務所に服役中の囚人を別罪で取調べる場合<sup>(47)</sup>、被疑者の自宅であつてもすでに逮捕されていると告げられた後の取調べの場合<sup>(48)</sup>がある。これに対し、被疑者の自宅のリラックスした雰囲気の中で、被疑者の同意を得たうえ、しかも黙秘権や弁護権を告知したうえでの取調べの場合<sup>(49)</sup>、被疑者のほうからパロール・オフィサーの事務所に出頭し、そこで取調べ前に逮捕されているわけではない旨、および取調べが終了すれば退去できる旨の告知がなされた後の警察官による取調べの場合<sup>(50)</sup>、被疑者が警察署に任意出頭し、簡単な取調べの後退去を許された場合には、「身柄拘束中」ではないとされた。

以上の例からもわかるように、取調べの場所や身柄拘束の目的からだけでは、身柄拘束中か否かは判断できない。したがつて、結局のところ、身柄拘束中か否かは、事件ごとの事情を総合して判断することになる。<sup>(52)</sup> ただ、現実には、被疑者の認識や警察官の意図といった主観的な要素を重視するのか、行為態様といった客観的な要素を重視するのかについて、裁判所の見解が必ずしも一致していないため、判断規準は依然として不明確だといわなければならない。<sup>(53)</sup>

なお、クオーレス事件では、「正式逮捕があつたか、あるいは正式逮捕と関連づけられる程度の行動の自由の制限があつたか」が、「身柄拘束中」にあたるか否かの判断規準であると判示された。<sup>(54)</sup> これは、ミランダ判決の示した規準よりもかなり要件が厳しくなつており、その意味では、ミランダ原則の適用範囲の縮小ともいえよう。

次に、ミランダ判決にいう「取調べ」の意味が問題となる。<sup>(55)</sup> この点、イニス事件において、合衆国最高裁は、

「ミランダ判決における取調べという言葉は、明示の質問だけでなく、被疑者から負罪的応答を引き出せるであろう」とを警察官が知るべきであったところの（逮捕や留置に通常付随するもの以外の）言葉または行為を意味する」と判示した。<sup>(56)</sup>これによつて、「取調べ」の意味が拡張されたことは事実であるが、この規準によると、警察官は短時間のうちに、被疑者の被暗示性や感受性を評価することが要求されることになる。つまり、警察官の合理的な予見可能性という不明確な要素が導入されたといえよう。<sup>(57)</sup>

なお、スミス事件においては、裁判所によつて選任された精神鑑定医による被疑者取調べにも、ミランダ原則が適用されると判示された。<sup>(58)</sup>これに対し、酒酔い運転者に対する血液検査の要求は、取調べにはあたらないとされた。<sup>(59)</sup>

さて、ミランダ告知に関しては、必ずしもミランダ判決で用いられたのと同じ文言である必要はないとされてい  
<sup>(60)</sup>る。また、権利放棄に関しては、放棄書への署名などのような明確な意思表示は必ずしも必要でなく、自発的に供述したなどの事情から放棄が認められればよい。<sup>(61)</sup>すなわち、放棄の有効性に関しても事情の総合説が採られているのである。もつとも、権利告知がなされた以上、反対の証拠がない限り被疑者がそれらの権利内容を理解していたと解してはならず、訴追側は、被疑者が権利放棄の意味を理解していたことを立証しなければならない。<sup>(62)</sup>

しかし、合衆国最高裁は、エルスタッド事件において、ミランダ告知後の有効な権利放棄後の自白は、たとえそれが以前に任意ではあるがミランダ告知がなされていない自白が得られていても、その証拠能力は認められると判示した。<sup>(63)</sup>これによつて、警察官は、被疑者が捜査側にとって必要な情報を提供するまで、ミランダ告知を与えないで取調べることが可能になつたといえよう。<sup>(64)</sup>また、弁護人が接見を求めていることを被疑者に知らせなかつたからといって、それによつて被疑者の権利放棄が無効になるわけではないとか、被疑者が一度より軽い犯罪について権利を放棄すれば、警察官は、他のより重大な犯罪について被疑者を取調べることができるとされている。<sup>(65)</sup>後者

は、ミランダ判決が被疑事実の告知を要求していなかつたこととともに関連するが、どの事件について取調べがなされるのかわからない状況で、はたして有効な権利放棄を行なうことができるのであろうか。さらに、合衆国最高裁は、警察官による強制が加えられなければ、幻覚に苦しんでいる被疑者の権利放棄も、その後の自白も、不任意であるとはいえないとする。<sup>(68)</sup> しかしこれでは、権利放棄が *knowingly and intelligently* になされたか否かについては、何ら判断が示されていないといわなければならない。

ところで、合衆国最高裁は、ミランダ原則に違反して得られた自白でも弾劾証拠として用いることはできるとか、あるいは、ミランダ原則に違反して得られた被疑者の供述に基づいて発見された証人の供述は、有罪認定のための証拠として用いることができるとして、いわば裏側から、ミランダ原則に対する例外を認めていた。<sup>(69)</sup> その際の根拠とされたのは、被疑者の権利と公共の利益とを比較考量したうえで、証拠の排除による違法捜査の抑止の効力を問題とする、いわゆる抑止効論であつた。<sup>(70)</sup> そして、この利益考量論に基づく抑止効の強調は、ついにミランダ原則に対する正面からの例外を認めるに至つた。一九八四年のクオーレス事件判決における「公共の安全の例外」がそれである。<sup>(71)</sup> これは、身柄拘束中の被疑者に対する警察官の質問が、公共の安全に対する脅威を取り除くために必要だと考えられる場合には、その質問に先立ちミランダ告知が与えられていなくとも、被疑者の供述を証拠として利用しうるとするものである。クオーレス判決じたいは、ミランダ告知に対する例外を示したにすぎず、被疑者が弁護権等を使用した場合に関しては何ら触れるところがない。<sup>(72)</sup> しかし、これによつてミランダ原則の適用範囲が不明確になつたことは否めないし、また、公共の安全（公共の利益）の強調は、「救済法理」の承認だけでなく、ミランダ原則の適用範囲をさらに狭めることへの道を開くことにもなるう。<sup>(73)</sup>

さて、ミランダ判決は、被疑者が黙秘権あるいは弁護権を使用した場合には取調べを中止しなければならないとして、被疑者に取調べ拒否権を認め<sup>(74)</sup>た。モズリー事件では、黙秘権を使用した被疑者を、二時間後別の捜査官が別

罪について、ミランダ告知を与えたうえで取調べができるかが問題となつた。<sup>(76)</sup> 合衆国最高裁は、被疑者の黙秘権行使が注意深く尊重されたか否かが規準となるとしたうえで、次の三点を重視して、本件の取調べは許されるとして判示した。その三点とは、①警察官は被疑者の黙秘権行使後直ちに取調べを中止したか、②取調べの再開がかなりの時間の経過後であり、その際に新たな権利告知がなされたか、③取調べが別罪に限られていたか、である。<sup>(77)</sup>

これに対し、被疑者が弁護権行使した場合はどうであろうか。<sup>(78)</sup> エドワーズ事件では、被疑者が弁護権行使した場合には、被疑者のほうから供述を開始しない限り、弁護人なしの取調べは許されないとされた。<sup>(79)</sup> そこで、何をもって被疑者のほうから供述を開始したといえるかが問題となる。この点、ブラッドシオー事件では、“well, what is going to happen to me now?”<sup>(80)</sup> は、それにあたるとされた。しかし、この言葉は、被疑者が移監されようとするときに発せられたものであり、これをもって被疑者が一度行使した弁護権を放棄したといえるかは、かなり問題である。<sup>(81)</sup>

ただ、権利行使に関する以上の判例から、次のことがいえよう。すなわち、被疑者が弁護権行使した場合には警察官は取調べに応じるよう被疑者を説得することはできないが、弁護権行使した被疑者を別罪で取調べることができるのである。および、黙秘権行使した被疑者を当該事件の取調べに応じるよう説得することができるのかについては、いまだ明確な判断は示されていない。

ところで、第五修正の弁護権は、一九八六年のバービン判決によつて、かなり制限されることになつた。<sup>(82)</sup> すなわち、同判決において合衆国最高裁は、警察官が、被疑者に対する弁護人の接見要求を拒否することを、結果的に認めたのである。<sup>(83)</sup>

それでは最後に、第六修正の弁護権法理（マサイア原則）についてみてみよう。取調べの規制方法として弁護人の立会いが問題とされるようになったのは、一九五〇年代後半以降の一連の判決の少数意見においてである。<sup>(84)</sup> それ

が、一九六四年のマサイア判決において、第六修正の弁護権が取調べの規制原理として認められるに至ったのである。<sup>(85)</sup> その後の判例をも考慮したうえで、第五修正の弁護権と第六修正のそれとを対比すれば、以下のようにいふことができるよう。<sup>(86)</sup>

第六修正の弁護権は、第五修正のそれと異なり、被疑者の身柄拘束の有無は問わないが、司法手続開始後に限られている。<sup>(87)</sup> そして、司法手続開始後であれば、現実の弁護人選任の有無に関係なく適用される。<sup>(88)</sup> ただし、合衆国最高裁は、すでに起訴された被告人の取調べによって得られた、まだ起訴されていない余罪に関する負罪的供述は、その後の当該犯罪（余罪）に関する公判においては証拠として許容されるとしている。<sup>(89)</sup> したがって、第六修正の弁護権による取調べの規制は、被告人という身分によってではなく、犯罪事実<sup>(90)</sup>とに考えなければならないことになる。

次に、第五修正の場合は取調べ（interrogation）を問題とするのに対し、第六修正の場合は供述を意図的に引き出す手段（deliberate elicitation）が問題とされるため、捜査官側の主観的意図が必要とされる。<sup>(91)</sup> もつとも、合衆国最高裁は、捜査官側の行為が負罪的供述を引き出すために意図的になされたものであることを立証する責任は被告人にあるとする。<sup>(92)</sup> なお、第六修正の弁護権も放棄が可能であるが、第五修正の場合よりも厳格な規準が適用されるのかについては見解がわかっていた。ただ、合衆国最高裁は、ジャクソン事件において、被告人のほうから警察とのコンタクトをとらない限り、警察官による取調べは許されないと判示した。<sup>(93)</sup> これは、第五修正の弁護権に関するエドワーズ・ルールを、第六修正の場合にも適用したものといえよう。<sup>(94)</sup>

ところだ、このような第六修正の弁護権法理にも問題がないわけではない。たとえば、身柄拘束中の被疑者取調べは「ランダ原則によつて、身柄不拘束の場合には伝統的な任意性の原則によつて規制すれば十分であり、第六修正の弁護権法理を維持する必要はないとの指摘もなされている。また、第六修正の弁護権法理を用いるかに問題

はないとしても、判例によって認められた第六修正の弁護権が付与される時点が、はたして妥当かという問題点も指摘されてい<sup>(47)</sup>る。さらに、一九八四年のウイリアムズ事件において、第六修正の弁護権に基づく排除法則に対する「必然的発見の例外」が認められるに至<sup>(48)</sup>った。本件で証拠能力が直接問題となつたのは、証拠物であったが、その証拠物は第六修正の弁護権を侵害して得られた証拠能力のない自白に基づいて発見されたものだけに、取調べの規制にも波紋が及ぶこととなるともいえよう。

以上みてきたように、アメリカにおいても、被疑者取調べの法的規制の問題は、今なお重要な検討課題の一つであるといつて間違いないであろう。確かに、捜査実務におけるミランダ告知の定着という事実は存在するであろう。<sup>(49)</sup>しかし、ミランダ判決において示された精神は、その後の判例によって発展せられたのか、文言の技術的解釈や公共の利益の強調などによつて、その効力が弱められてくることは否定できない<sup>(50)</sup>。また、権利放棄の有効性等の判断が、不明確な要素の多い事情の総合説によつてなされるという問題も残つてゐる。さらに、その合憲性についてはまだ明確な判断は示されていないが、連邦議会は、一九六八年の「総合犯罪対策・安全市街地法」において、ミランダ原則、マサイア原則あるいはマナツブ＝マロリー・ルールを否定するかのような立法を行つてしまふのである。<sup>(51)</sup>

(32) ミランダ判決が設定した規準は、合衆国憲法第五修正の内容をなする立場もあつた。たゞ<sup>レバ</sup> Coleman v. Alabama, 399 U.S. 1 (1970) におけるブレナン判事。しかし、一九七四年のタッカー事件において、ミランダ原則は、黙秘権を保障するための予防的ルールであることに留めた。Michigan v. Tucker, 417 U.S. 433 (1974).

(33) りの点に関する邦語文献として、鈴木義男「ミランダ判決の10年」研修刊印（一九七七年）一四頁、鈴木義男「アメリカにおける自由の証拠能力」判例タイムズ四八六号（一九八〇年）三七頁、小早川義則「ミランダ判決の一五年」名城法學三三卷三二回企画号（一九八〇年）一一三頁参照。See also, McCormick on Evidence 386 et seq. (3rd ed., Cleary, 1984); 1 LAFAVE & ISRAEL, supra note (31), at 489 et seq.; W. H. ERICKSON, W. D. NEIGHBORS & B. J. GEORGE Jr., UNITED STATES SUPREME COURT CASES AND COMMENTS, para 2. 04 [2] et seq. (1986).

(34) McNabb v. United States, 318 U.S. 332 (1943); Mallory v. United States, 354 U.S. 449 (1957). エルジアード・マーティン・マロニー。

ルーズベルト大統領は「マクナマラ法」の施行を支持した。 Cf. STEPHENS, *supra* note (26), at 68-73.

(35) たゞ、この場合に限らず、マクナマラ法は、連邦巡回裁判所の審議権を奪取する傾向がある。 Cf. Note, *The Ill-Advised State Court Revival of the McNabb-Mallory Rule*, 72 J. Crim. L. & C. 204, 241 (1981).

(36) Cf. Schulhofer, *supra* note (2), at 869-872.

(37) Cf. Berkemer v. McCarty, 468 U.S. 420, 433 (1984).

(38) Project, *Sixteenth Annual Review of Criminal Procedure: United States Supreme Court and Courts of Appeals 1985-1986*, 75 GEO. L. J. 713, 837 (1987). たゞ、第六修正案の弁護権の放棄が問題である以上、権利放棄後に得られた血口の許容性は、必ずしも確定的ではない。

(39) Won Sun v. United States, 371 U.S. 471 (1961).

(40) Brown v. Illinois, 422 U.S. 590 (1975); Dunaway v. New York, 442 U.S. 200 (1979); Taylor v. Alabama, 457 U.S. 687 (1982).

(41) したがって、警察機関は必ずしも正確なうやうやしくしておらず。 Cf. Rawlings v. Kentucky, 448 U.S. 98 (1980). See also, McCormick, *supra* note (33), at 417.

(42) Lanier v. South Carolina, 106 S. Ct. 297 (1985).

(43) Taylor v. Alabama, 457 U.S. 687, 693 (1982).

(44) United States v. Leon, 468 U.S. 897 (1984); Massachusetts v. Sheppard, 468 U.S. 981 (1984). リチャード・ルードーは「捜査犯と『善意の例外』」田藤重光博士と結婚賀論文集第四卷（1984年）三五九頁が詳しい。

(45) たゞ、「ハーダ判決は、ハーダ原則が適用される犯罪を何の限定してもない」とある。ただ、その後の下級審の裁判例によると、ハーダ原則は軽罪や交通事犯には適用されないと判示された。たゞ、その後の下級審の裁判例によると、「ハーダ原則は、ハーダ原則が適用される犯罪を何の限定してもない」とある。 Cf. C. H. WHITEBREAD, CRIMINAL PROCEDURE 308-310 (1980). たゞ、一九八四年のマッカーティ事件において、交通検査による停止などは「ハーダ判決の下の「車両拘束」」はあだんだる一方で、「ハーダ原則は、身柄拘束中の取扱いを改めた被疑者の被疑事実が軽罪である重罪でも拘束する事はやめた」。 Berkemer v. McCarty, 468 U.S. 420, 434 (1984).

(46) “a person has been taken into custody or otherwise deprived of his freedom of action in any significant way.” *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436, 444 (1966). たゞ、United States v. Charles, 738 F. 2d 686, 692 (5th Cir. 1984) は、車両拘束によるものである。

(47) Mathis v. United States, 391 U.S. 1 (1968).

- (48) Orozco v. Texas 394, U.S. 324 (1969).
- (49) Beckwith v. United States, 425 U.S. 341 (1976).
- (50) Oregon v. Mathiasen, 429 U.S. 492 (1977).
- (51) California v. Beheler, 463 U.S. 1121 (1983).
- (52) Cf. Minnesota v. Murphy, 465 U.S. 420, 422 (1984). もう少し、被疑者が取調べ後で「お詫びの誠意を示す」取調べが「取扱い」  
Cf. 1 LAFAVE & ISRAEL, supra note (31), at 493-494.
- (53) Cf. Id., at 489-499; Project, supra note (38), at 826-828; McCormick, supra note (33), at 387.
- (54) New York v. Quarles, 467 U.S. 649, 656 (1984).
- (55) "questioning initiated by law enforcement officers" Miranda v. Arizona, 384 U.S. 436, 444 (1966).
- (56) Rhode Island v. Innis, 446 U.S. 291, 301 (1980).
- (57) Cf. ERICKSON, et al., supra note (33), at para 6. 03 [2] [a]; White, Interrogation Without Questions: Rhode Island v. Innis  
and United States v. Henry, 78 Mich. L. Rev. 1029 (1980).
- (58) Estelle v. Smith, 451 U.S. 454 (1981). "ハナハナ問題の適用範囲を実質的に拡大する" Cf. Note, The Supreme Court,  
1980 Term, 95 HARV. L. REV. 91, 123 (1981).
- (59) South Dakota v. Neville, 459 U.S. 553 (1983).
- (60) California v. Prysock, 453 U.S. 355 (1981).
- (61) North Carolina v. Butler, 441 U.S. 369 (1979).
- (62) Fare v. Michael C., 442 U.S. 707 (1979) は、米裁判所の最高裁判所が「被疑者の有効性」として、事情を総合して判断する  
「被疑者の有効性」。ただし、United States v. Blocker, 354 F. Supp. 1195 (D.C.D.C. 1973) は、放棄権の範囲があいまい、放棄の有効  
性は個々の事案ごとに評価するべきであると主張する。Cf. 1 LAFAVE & ISRAEL, supra note (31), at 529.
- (63) Tague v. Louisiana, 444 U.S. 469 (1980).
- (64) Oregon v. Elstad, 105 S. Ct. 1285 (1985).
- (65) Ogletree, supra note (22), at 1840 は、被疑者は権利告知前の供述が証據として許されないが如きが原因か、権利告知が單なる形骸的  
であるかの如きを繰り返す限りでは、認められない。
- (66) Moran v. Burbine, 106 S. Ct. 1135 (1986). Cf. Note, The Supreme Court, 1985 Term, 100 HARV. L. REV. 100, 125 (1986);  
Browning, Moran v. Burbine: The Magic of Miranda, 72 A.B.A.J. 58 (1986).

- (67) Colorado v. Spring, 107 S. Ct. 851 (1987).
- (68) Colorado v. Connelly, 107 S. Ct. 515 (1987).
- (69) Cf. Harris v. New York, 401 U.S. 222 (1971); Oregon v. Hass, 420 U.S. 714 (1975); Michigan v. Tucker, 417 U.S. 433 (1974). ハシタ告知前の黙秘の事実を弾劾証拠として用ひるいにせば黙秘の事実の不確実性を示すものである。
- (70) 告知後の黙秘の事実を弾劾証拠として用ひるいにせば黙秘の事実の不確実性を示すものである。 Cf. United States v. Hale, 422 U.S. 171 (1975); Doyle v. Ohio, 426 U.S. 610 (1976); Fletcher v. Weir, 455 U.S. 603 (1982); Jenkins v. Anderson, 447 U.S. 231 (1980). たゞ、出意性などによる黙秘の争点は、弾劾証拠として認められぬ。 Cf. New Jersey v. Portash, 440 U.S. 450 (1979); Mincey v. Arizona, 437 U.S. 385 (1978).
- (71) 告知後、本来第四修正の収容法記述による距離よりも遠いものである。 たゞ、第五修正の収容法記述の場合、標的とする距離よりも近い。 Cf. Gardner, The Emerging Good Faith Exception to the Miranda Rule—A Critique, 35 HASTING L. J. 429 (1984). See also, Dershowitz & Ely, Harris v. New York: Some Anxious Observations on the Candor and Logic of the Emerging Nixon Majority, 80 YALE L. J. 1198 (1971).
- (72) New York v. Quarles, 467 U.S. 649 (1984).
- (73) Cf. Kessel, The Suspect as a Source of Testimonial Evidence: A Comparison of the English and American Approaches, 38 HASTINGS L. J. 1, 66 (1986).
- (74) Cf. Note, The Supreme Court, 1983 Term, 98 HARV. L. REV. 87, 150 (1984).
- (75) Cf. 1 LAFAYE & ISRAEL, supra note (31), at 507-509; Graham, What is "Custodial Interrogation"? 14 U.C.L.A.L. REV. 59, 121 (1966); Gardner, supra note (70), at 470-473.
- (76) Michigan v. Mosely, 423 U.S. 96 (1975).
- (77) Stone, The Miranda Doctrine in the Burger Court, 1977 SUP. CT. REV. 99, 134 (1978) は、特によく長い長い間を重視する。 たゞ、ハサナハ事実が、ハサナハ事実の反対意見や、最初の強盗の本性との繋り合は、連の事件であるから、別罪であることを強調すべきだ。
- (78) Fare v. Michael C., 442 U.S. 707 (1979) は、プローブによって、ナッシュの聴取請求は、「ハンド原則に基づいて弁護権の行使にあたるべく尋問せよ」とある。
- (79) Edwards v. Arizona, 451 U.S. 477 (1981). Smith v. Illinois, 105 S. Ct. 490 (1984) は、ハズレ一辺勝負の範囲を再確認する。

ハルカ、ヒルトーネ事件や有罪判決が破棄されたのは、陪審員が被疑者に、取調べに応じなければならぬと扣けた点が重視されるべきだ。

Cf. Schulhofer, supra note (3), at 459.

(80) Oregon v. Bradshaw, 462 U.S. 1039 (1983).

(81) Cf. 1 LAFAVE & ISRAEL, supra note (31), at 538-439.

(82) Moran v. Burbine, 106 S. Ct. 1135 (1986). 本件では、有効な権利放棄後の血印は、たゞ警察官が弁護人に被疑者を取調べるのではなく、弁護人が電話連絡して来たときに被疑者に告げなかつたところが、詫問として許容せねばならない。

(83) たゞ、虚偽の供述、虚偽の証言等は、認められない。Cf. Moore v. Illinois, 434 U.S. 220 (1983); Estelle v. Smith, 451 U.S. 504 (1977); Haynes v. Washington, 373 U.S. 503 (1963).

(84) Cf. Crooker v. California, 357 U.S. 433 (1958); Cincia v. Lagay, 357 U.S. 504 (1958); Spano v. New York, 360 U.S. 315 (1958); Haynes v. Washington, 373 U.S. 503 (1963).

(85) Massiah v. United States, 377 U.S. 201 (1964).

(86) Cf. Brewer v. Williams, 430 U.S. 387 (1977); United States v. Henry, 447 U.S. 264 (1980).

(87) Cf. McCormick, supra note (33), at 406-409; Kamisar, Brewer v. Williams, Massiah and Miranda: What Is "Interrogation"? When Does It Matter?, in POLICE INTERROGATION AND CONFESSION 139, 164-169 (1980) [originally, 67 GEO. L. J. 1-101 (1978)].

(88) マキート軍決では、審査修正の弁護権が正式起訴後に適用されるのが一般的だが、マキートバズ軍決によると、formal charge, preliminary hearing, indictment, information, arraignment である。司法手続開始後には第六修正の弁護権が適用しなくなるべきだ。これが Kirby v. Illinois, 406 U.S. 682 (1972) の判断とするべきであるが、これが正確ではない。Escobedo v. Illinois, 378 U.S. 478 (1964) は、司法手続過程の終了後を指すものである。Cf. Moore v. Illinois, 434 U.S. 220 (1983); Estelle v. Smith, 451 U.S. 504 (1977); United States v. Gouveia, 467 U.S. 180 (1984).

(89) McLeod v. Ohio, 381 U.S. 356 (1965).

(90) Maine v. Moulton, 106 S. Ct. 477 (1985).

(91) ハーヴィー United States v. Henry, 447 U.S. 264 (1980) の事案は微妙であるべきだ。Cf. 1 LAFAVE & ISRAEL, supra note (31), at 474-475.

(92) Kuhmann v. Wilson, 106 S. Ct. 2616 (1986).

(93) Cf. 1 LAFAVE & ISRAEL, supra note (31), at 472.

(94) Michigan v. Jackson, 106 S. Ct. 1404 (1986).

(95) Cf. Project, supra note (38), at 845.

(8) Saltzburg, Foreword; The Flow and Ebb of Constitutional Criminal Procedure in the Warren and Burger Courts, 69 GEO. L. J. 151, 207 (1980).

(9) Cf. I. LAFAVE & ISRAEL, *supra* note (31), at 478.

(10) Nix v. Williams, 467 U.S. 431 (1984). 本件は Brewer v. Williams, 430 U.S. 387 (1977) の事件である。

(11) Cf. BAKER, *supra* note (12), at 403-404. “一か一前長官のアーヴィング・マクナムの補足意見によると、捜査実務が「判決に順応しておらず、裁判官が「自白を認めない」とする見解を変更したのが難しかった」とある。

(12) Cf. Zuckerman, The Right Against Self-Incrimination: An Obstacle to the Supervision of Interrogation, 120 LAW QUARTERLY REV. 43 (1986). 本件は、このための事例の傾向を支持する見解があるにもかかわらず、Cf. Caplan, *supra* note (30); Inbau, *supra* note (30).

(13) 本件は、本件は適用されるべき問題を及ぼす。Cf. Rogge, Confessions and Self-Incrimination, in THE RIGHTS OF THE ACCUSED IN LAW AND ACTION 61, 89-91 (ed., by Nagel, 1972).

### 第三款 結　と　め

ルサル・ローの継承により始まったアメリカにおける自白法則の発展過程においては、合衆国最高裁の一連の判例によれば、自白の信用性よりも自白採取過程における適正手続が重視されるようになった。しかし、肉体的拷問などを別にすれば、どのような自白獲得方法が違法とされるのかは、一概には明確になりえない。そのため、自白の許容性は、このやむ事情の総合説によって判断されてきた。ただ、それは個々具体的な事案ごとの判断を必要とするため、行為規範としても裁判規範としても不十分なものであった。

その後、合衆国最高裁は、より明確な規準を求めて、取調べの時期や態様」とに異なる規制原理を発展させてきた。しかし、既に前款で検討したように、それぞれの規制原理にまだ問題が残っていることは事実である。最も多くの問題を含んでくるであろう身柄拘束中の取調べに関するも、権利放棄の任意性・有効性をいかにして確保するのかという大きな課題が残されているのである。

ふいに、アメリカにおいても、大陸型の予審判事による被疑者尋問という制度が紹介されたことがある。<sup>(33)</sup> そして、一九三一年のウイックカード委員会の報告書公表後、この制度の採用が強く主張された。<sup>(34)</sup> その後も、何らかの修正がほひやねたとは云え、基本的にはロイヤーと同様の提案がなされてしまった。しかし、右のような提案は、必ずしもアメリカにおいては広く受け入れられるには至らなかつた。

ゆりども、アメリカにおいても、取調べをも含めた捜査手続の改善が叫ばれ続けていたことは事実である。たとえば、アメリカ法律協会による模範捜査法典は、被疑者取調べを、マジストレイトのもとくの被逮捕者の迅速な引致、取調べ時間の制限、取調べ担当者以外の警察官による権利告知、その権利告知と取調べのテープ録音、そして手続きの弁護人の早期介入（取調べの立場）によって規制しようとしている。<sup>(35)</sup> このような立場は、前節で検討したイギリスの「警察および刑事証拠法」の立場と基本的に一致するところが多いと言ふべき。しかし、一つの法律において被疑者取調べの規制方法等を全国的に統一するにあたるがどうかが問題となるが、連邦国家たるアメリカの悩みやおそれるべきはなくないであつた。

(33) 権利放棄の有効性判断に際し、警察官と被告人の間で如難が生じる危険がある存在である。McCormick, *supra* note (33), at 442. Cf Herman, *The Supreme Court and Restrictions on the Police Interrogation*, 25 Ohio St. L. J. 449, 498 (1964).

(34) Eg., Ploscow, *The Investigating Magistrate (Jude d'Instruction) in European Criminal Procedure*, 33 MICH. L. REV. 1010 (1935); Keedy, *The Third Degree and Illegal Interrogation of Suspects*, 85 U. PA. L. REV. 761 (1937); Keedy, *The Preliminary Investigation of Crime in France*, 88 U. PA. L. REV. 385, 692, 915 (1940).

(35) NATIONAL COMMISSION ON LAW OBSERVANCE AND ENFORCEMENT, *REPORT ON LAWLESSNESS IN LAW ENFORCEMENT* (1931). Eg., Waite, *Report on Lawlessness in Law Enforcement*, 30 MICH. L. REV. 1224 (1932); Pound, *Legal Interrogation of Persons Accused or Suspected of Crime*, 24 J. CRIM. L. & C. 1014 (1934). See also, Irvine, *The Third Degree and the Privilege Against Self Crimination*, 13 CORNELL L. Q. 211 (1928); Knox, *Self-Incrimination*, 74 U. PA. L. REV. 139, 153 (1925).  
(36) Eg., Schaefer, *Police Interrogation and the Privilege Against Self-Incrimination*, 61 NW. U. L. REV. 506, 520-521 (1966). た

(2) Kamisar, Kauper's "Judicial Examination of the Accused" Forty Years Later—Some Comments on a Remarkable Article, 73 MICH. L. REV. 15 (1974) に述べる。Friendly, The Fifth Amendment Tomorrow: The Case for Constitutional Change, 37 U. CIN. L. REV. 671, 721-22 (1968) の同様の提案を行なつてゐる。ちなみに、L. L. WEINREB, DENIAL OF JUSTICE (1977) は、警察の捜査権を原則として奪いそれを捜査マジストリートに集中すべきだ、との極端な提案を行なわれてゐる。

(3) THE AMERICAN LAW INSTITUTE, A MODEL CODE OF PRE-ARRAIGNMENT PROCEDURE (1975). なお、同法典の第1草案に(1)は、松尾浩也「アメリカの模範捜査手続法典について」(ハーバード国際法年刊)四七号(一九六六年)六二頁参照。

### 第二節 英米における被疑者取調べ――要約――

これまで、イギリスおよびアメリカにおける被疑者取調べの法的規制について、個別的に検討してきたが、問題点をより明確にするため、両国における被疑者取調べの法的規制の異同を要約しておこう。

被疑者取調べに関する基本原則は、両国ともほぼ同じである。すなわち、①警察官は、身柄拘束の有無にかかわらず、被疑者を取調べることができる。②しかし、被疑者には供述する義務はなく、また警察官も供述を強要する権限を持たない。③罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がない場合、取調べのみを目的とした身柄拘束は許されない。そして、取調べの規制原理として、黙秘権と弁護権が予定されていいる点も両国に共通である。

しかし、少し詳しく検討すると、両国における被疑者取調べの法的規制にはかなりの違いがみられる。まず、警察留置の期間および目的について、イギリスでは厳格な時間的制約と定期的な留置要件の審査が規定されているのに対し、アメリカでは、マジストレイト・コートへの迅速な引致の要求はあるものの、厳格な時間的制約も定期的な留置要件の審査も要求されていない。また、イギリスでは取調べのための身柄拘束が認められるのに対し、アメリカでは、取調べを目的とするマジストレイト・コームへの引致の遅延は、マロリー判決で明確に否定された。

次に、被疑者の黙秘権に関しては、アメリカでは黙秘権の告知は身柄拘束中の取調べの場合にのみなされるのに

対し、イギリスでは、身柄拘束の有無にかかわらず取調べ前に黙秘権の告知がなされ、逮捕に際しては取調べの有無にかかわらず黙秘権が告知される。<sup>(5)</sup>しかし、アメリカでは被疑者が黙秘権行使した場合には警察官は取調べを中止しなければならないが、<sup>(6)</sup>イギリスでは、被疑者が黙秘権行使しても取調べを中止しなければならないわけではなかろう。<sup>(7)</sup>

被疑者の弁護権に関しては、イギリスでは身柄拘束の有無、取調べの有無にかかわらず被疑者に保障され、被疑者が弁護権行使した場合には、法律の定める例外の場合を除いて、できる限りすみやかに弁護人が選任されなければならない。これに対し、アメリカでは、ミランダ判決による第五修正の弁護権は身柄拘束中の取調べの場合にのみ適用され、第六修正の弁護権は司法手続開始後にのみ適用されるため、いまだ告発等がなされていない身柄拘束中の被疑者については、警察は取調べをしない限り弁護人選任の義務はない。なお、イギリスでは、被疑者が弁護権行使した場合について、「実務規範」<sup>(8)</sup>は、弁護人との接見がなされるまで取調べを行なつてはならない旨規定するが、これには重大な例外がある。そして、「実務規範」六条三項(d)の規定からみて、弁護権行使している被疑者を取調べに応じるよう説得することは可能であろう。これに対し、アメリカでは、被疑者が弁護権行使した場合には取調べを中止しなければならず、また弁護権行使している被疑者を取調べに応じるよう説得することも禁止される。<sup>(9)</sup>ちなみに、イギリスでもアメリカでも、弁護権は被疑者の権利である。ただ、アメリカでは、身柄拘束中の被疑者に対する弁護人の接見要求を警察官が拒否しうるのに対し、イギリスでは、そのような接見拒否はできない。<sup>(10)</sup>

ちなみに、アメリカでは取調べの時間的制約は存在せず、告発後でも、弁護権の有効な放棄があれば取調べが可能である。これに対し、イギリスでは、取調べ官が、被疑者を起訴し有罪を獲得するに必要な証拠が存在すると考えたときには、取調べを中止すべきだとされ、<sup>(11)</sup>また告発後の取調べも原則として禁止されている。<sup>(12)</sup>

ところで、アメリカでは、不任意な自白、違法な身柄拘束下における自白、ミランダ原則に違反して得られた自白、第六修正の弁護権を侵害して得られた自白は、原則として自動的に排除される。<sup>(15)</sup>これに対し、イギリスでは、自白が自動的に排除されるのは、一九八四年の「警察および刑事証拠法」七六条に該当する場合のみであり、その他、違法な身柄拘束下における自白も、一九八四年の法律や「実務規範」に違反して得られた自白も、それのみを理由として排除されるわけではない。後者の場合にも、裁判官による裁量排除は法律上も可能であるが、これまで裁量権が行使されたことはほとんどない。<sup>(17)</sup>

以上の考察からも明らかのように、被疑者取調べに際して許容される事実上の強制の程度は、アメリカよりもイギリスのほうが高いといえるであろう。<sup>(18)</sup>また、取調べの規制原理に違反して得られた自白の排除という点では、アメリカのほうが徹底している。しかし、だからといって、イギリスにおける被疑者取調べの規制が、アメリカにおけるそれよりも劣っていると結論づけることはできないであろう。<sup>(19)</sup>イギリスとアメリカとでは、法制度、司法制度、警察制度も違えば、犯罪発生率も異なるし、また市民と警察との関係も異なるのである。やむに、自白排除だけが事後的規制として有効なわけでもない。

つまり、被疑者取調べに関する限り、被疑者の権利保障と犯罪者の処罰という社会的利益とをどのように調和せねばかが問題なのであり、その調和点、あるいはその方法は、その国の諸事情に応じて決定される必要があるのである。

(1) See specially, Kessel, *The Suspect as a Source of Testimonial Evidence: A Comparison of the English and American Appro-*

*aches, 38 HASTING L.J. 1 (1986).*

(2) いの点については、本稿六〇一六一頁参照。

(3) その他の問題点については、本稿六八頁参照。

(4) *Mallory v. United States*, 354 U.S. 449 (1957). しかし現実には、引致までの時間が取調べに利用されてくることは明白である。

- (5) 「実務規範」 100 | 頁、11項参照。
- (6) *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436, 473-474 (1966); *Michigan v. Mosely*, 423 U.S. 96 (1975).
- (7) Note for Guidance 1B たゞ“.....A person's declaration that he is unwilling to reply does not alter this entitlement” と規定  
され。Cf. Kessel, supra note (1), at 49-50.
- (8) 「実務規範」 11条1項参照。
- (9) Cf. V. BEVAN & K. LINDSTONE, A GUIDE TO THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984, at 251-252 (1985).
- (10) *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436, 473-474 (1966); *Edwards v. Arizona*, 451 U.S. 477 (1981).
- (11) Moran v. Burbine, 106 S. Ct. 1135 (1986).
- (12) R. v. Sally Jones, [1984] CRIM. L. REV. 357. 442「実務規範」 11項参照。
- (13) 「実務規範」 11条1項。ある法律は、その規定がいかに厳しくても、該法は必ず C. Gibbons, The Conditions of Detention and Questioning by the Police, [1985] CRIM. L. REV. 558, 564; Kessel, supra note (1), at 46.
- (14) 「実務規範」 17条5項。ある法律は、例外にあたる場合に、弁護人の立証のため取調べを許す場合。
- (15) あなたが、自由の任意性の保護にかかると、詐撲の優越の程度であるべきだ。ただし、被告人が自由の任意性に対する異議を述べた場合は、任意性の判断を行なわなければならぬ。Cf. *Lego v. Twomey*, 404 U.S. 477 (1972); *Wainwright v. Sykes*, 433 U.S. 72 (1977). あなたが、幾つかの示せより厳格な規準を採用して、多くの下級裁判所は、自由が許され得る場合に任意性を認めねばならない。Cf. McCormick on Evidence 432 (3rd ed., Cleary, 1984).
- (16) あなたが自由の任意性にかかると、詐撲が合理的な疑惑を超える程度まで立証しなければならぬ。Cf. R. v. Thompson, [1893] 2 Q.B. 12; R. v. Angel, [1978] 3 All E.R. 950. ただし、イヤロウの場合には、被告人が自由の任意性を争うと、警察の邊法行為を立証しなければならない場合に、詐撲側は被告人の前科あるいは悪性の立証を請求する場合だ。自由の任意性にかかると、自由が困難だと言ふ。Cf. Vennard, Dispute Within Trials Over the Admissibility and Accuracy of Incriminating Statements: Some Research Evidence, [1984] CRIM. L. REV. 15, 23.
- (17) あなたが cf. R. v. Paul Deacon, [1987] CRIM. L. REV. 404.
- (18) あなたが、ヤギラバドは、警察はあなたが被逮捕被疑者の保釈 (bail) が認められない場合、あなたの場合は、後日被疑者が警察署 (裁判所) へ出頭する時等が指定される。しかし、被疑者がいよいよ違反して出頭しなければ、刑罰が科せられる。あなたが、警察は、被疑者の出頭を法律上強制するがためにやむを得ない場合だ。Cf. C. CHATTERTON, BAIL: LAW AND PRACTICE 24 (1986).
- (19) あなたが、比較する場合に、law in books だけではなく、law in action が正確に表現したがるが、あなたが、あなたが

もない。したがって、本節におけるイギリスとアメリカそれぞれにおける被疑者取調べの法的規制についての対比は、決して十分なものではないことは明らかである。

#### 第四節 わが国における被疑者取調べ——事態改善のための若干の提案——

本節では、いわば本稿のまとめとして、これまでの考察をふまえたうえで、わが国における被疑者取調べの適正化をはかるための手段・方法について検討し、事態改善のための若干の提案を行なうこととする。もつとも、被疑者取調べの問題は、取調べをはじめとする捜査手続の現状を正確に把握し、それを刑事手続全体の中に位置付けたうえでなければ考えられないことは明らかである。<sup>(1)</sup> そうすると、捜査手続の現状についての共通認識が確立されているとはいがたい現段階においては、軽率な、あるいは極端な改正提案は避けるべきであろう。しかし、取調べを含めた捜査手続については、もはや運用の改善のみでは対処しきれず、ある程度積極的な立法提案がなされるべき段階にきていることも明らかである。<sup>(2)</sup>

そこで本節では、被疑者取調べに関する従来の改正提案を批判的に検討しながら、被疑者取調べの適正化を考える際の視点を明らかにすることに力点を置くことにする。<sup>(3)</sup>

(1) 田宮裕「別件逮捕による捜査と自白」井上正治博士還暦祝賀『刑事法学の諸相(下)』(一九八三年)二一九—二三〇頁参照。

(2) 松尾浩也「刑事法の課題と展望」ジュリスト八五二号(一九八六年)一一頁、田宮裕「あすの刑事訴訟法への視点」同一六三頁参照。

(3) ちなみに、当事者主義・公判中心主義実現のためには、陪審裁判の採用が最も有効であり、そしてそれは、被疑者取調べのあり方にも影響を及ぼすとも考えられる。しかし、陪審裁判の採用については考慮すべき点があまりにも多すぎるため、本稿では考察の対象からはずした。ただ、陪審裁判の採否は、本質的に政治的・政策的判断の問題なのであり、陪審裁判と職業裁判官による裁判のどちらが優れているかという問題ではない、ということだけは強調しておきたい。

#### 一 総論的問題

わが国の刑事裁判における有罪率は、毎年九九パーセントを越えている。このこと自体は、積極的に評価すべき

ことなのかもしれない。しかし、その反面、捜査の初期の段階から弁護人が十分な活動を行なった場合にも、同程度の有罪率を維持することができるのか、という疑問も存在する。<sup>(4)</sup>つまりは、今日における刑事手続の重要な論点の一つとして、弁護活動、とりわけ捜査弁護の拡充・強化の問題が存在するということである。

弁護活動、とりわけ捜査弁護の拡充・強化の必要性は、以下の観点からも明らかである。まず第一は、捜査の初期の段階から弁護人が介入することによつて、捜査機関の逸脱行動をある程度直接的に抑制することができるだけではなく、事件についても双方の観点からながめることができるようになるであろうことである。そして第二は、裁判所による捜査活動の規制は、強制処分などの場合を除けば、事後的なものとなるが、公判における事後的規制は、弁護人の活躍に大幅に依存しているということである。つまり、捜査弁護の拡充・強化は、弁護人による捜査活動の直接的規制というだけでなく、裁判所による事後的な規制の実効性を担保するためにも、是非とも実現しなければならない問題なのである。

さて、捜査弁護の拡充・強化にかかせないのが、被疑者の国選弁護の問題であることは明らかであろう。現在わが国では、憲法三七条三項後段との関係で、国選弁護権は被告人の権利であり、被疑者の権利ではないと一般に考えられている。<sup>(5)</sup>しかし、公判段階の弁護と捜査段階の弁護との機能の相違を重視すれば、憲法三四条を根拠として被疑者の国選弁護権を認めることも不可能ではなかろう。<sup>(6)</sup>もつとも、この点は、立法による明確化が望ましく、そのための努力が必要なことはいうまでもないが、それと同時に過渡的措置として、弁護士会を中心に、被疑者の弁護権を保障するための制度を樹立することが考えられてしかるべきであろう。<sup>(7)</sup>

ところで、被疑者の国選弁護については、死刑あるいは無期の場合、または地裁事件のような重要な事件の場合に、これを認めようとの見解もみられる。<sup>(8)</sup>このような制度も、過渡的なものとしては考えられよう。ただ、その場合でも、別件逮捕・勾留が行なわれるような場合には、令状請求がなされるのは比較的軽微な事件であることが多

いことに注意する必要があろう。なお、弁護権はあくまで被疑者の権利である。したがつて、被疑者が弁護人との接見を求めたのに、捜査機関の行為とは何ら関係なしに、弁護人の多忙等によつて接見が果せなかつたような場合にも、被疑者の弁護権はある意味では侵害されたことになる。そのため、被疑者に国選弁護を認めるのであれば、弁護士を特定しないほうがよいのかもしれない。つまり、被疑者の接見要求等にすみやかに応じられる弁護士が、接見等に行くことにするわけである。<sup>(10)</sup> ただ、このような運用がなされるためには、国民が弁護士一般を信頼しているという社会情勢になければならないことは明らかであろう。

このように、捜査弁護の拡充・強化、そのための被疑者の国選弁護の問題一つをとつてみても、選任の時期・手続きだけでなく、検討すべき多くの困難な問題が存在するのである。また、捜査弁護の拡充・強化——それは接見交通の自由化をも当然含む——が実現されば、弁護活動の内容も、当然これまでとは違つたものにならざるをえないであろう。<sup>(11)</sup> そして、そのような変化は、取調べや自白を重視する実務の運用にも影響を与えることになると思われる。

警察官が自白を追及するのは、検挙実績向上のためばかりでなく、自白がなければ検察官は起訴してくれず、また裁判官も自白を要求しているとの認識からであるといわれるし<sup>(12)</sup>、検察官も、裁判所の心証形成との関係で、精密な自白調書の作成を強調する<sup>(13)</sup>。また、弁護人も、自白の任意性だけでなく、自白内容にまで立入つて争うことも多いようと思われる。<sup>(14)</sup> さらに、裁判官も、自白内容と客観的証拠とを詳細に検討し、いくつかの矛盾点を見い出した場合、自白内容が不自然で無理がある等として、自白の証明力ひいては証拠能力さえも否定することがある。<sup>(15)</sup> そのような詳細な検討によつて、無実の被告人が救われることがあることを否定するつもりはない。しかし、自白内容と客観的証拠とが食い違つているというような争い方をすればするほど、捜査機関は彼らが完璧と考える自白を獲得しようと徹底的な取調べを行なうことになり、取調べが長期化することは明らかである。<sup>(16)</sup>

しかし、被疑者が、犯行時の心理情況や事實關係をそれほど詳細に記憶していることができるかは、かなり疑問である。<sup>(17)</sup> そして、そのような狀況で長時間の取調べが行なわれば、それは、それまでの捜査から形成された捜査機関の期待に一致する自白を獲得することへと努力が向けられることになろう。したがつて、むしろ完璧な自白といふもののはうが、不自然で無理があるということもできよう。<sup>(18)</sup> さらに、いわゆる秘密の暴露の過度の重視は、「自供前に資料を集めすぎてはいけないのである」との警察官の発言<sup>(19)</sup>へとつながる危険すら生み出しかねないのである。したがつて、自白が必要だとしても、それは大まかなものでよいと考えるべきなのではないだろうか。つまり、取調べや自白を重視する実務の運用の改善、これが第二の重要な論点である。<sup>(20)</sup>

第三の重要な論点は、取調べを含めた違法な捜査活動の抑止策・救済策の検討である。<sup>(21)</sup> 具体的には、証拠排除、刑事訴追、国賠訴訟および懲戒処分等の要件・手続やその有効性を検討したうえで、それらをどのように調整するかが問題となる。ちなみに、アメリカにおいては、合衆国最高裁は、ある意味ではかなり徹底して違法な捜査活動によつて得られた証拠を排除してきたのに対し、イギリスでは、懲戒処分手續にかなりの比重が置かれているように思われる。この点は、司法制度、警察制度等をはじめとするその国の諸事情に応じて、そのバランスをはかる必要があることはいうまでもない。

たとえば、証拠排除という方法は、最もドラスティックな方法であろうが、あまり広く用いられる、裁判所に対する国民の信頼が失われることさえないとはいえないであろう。したがつて、証拠排除という方法を探るとしても、どのような要件のもとでどの範囲においてなのかという点について、やはり一応の目安があつてしまふべきではないだろうか。<sup>(22)</sup>

また、警察官等が捜査過程において犯罪行為を行なった場合には、当該警察官に対する刑事訴追が当然に考えられるが、起訴権限は検察官が独占している。検察官の不起訴処分に対しても、現行法上、検察審査会の制度と付審

判請求手続が存在するが、前者については、その議決に検察官を拘束する力がないという弱点がある。<sup>(24)</sup>後者は、対象とされる罪種が限られているとはいえ、それが健全に機能すれば、捜査機関の違法活動を抑止するのに効果があることは明らかであろう。しかし、現実には、審判開始決定がなされる事件が極めて少なく、たとえ開始決定がなされても、公判で検察官の職務を行なう弁護士の活動が、警察組織によつて妨害され、事実関係すら明らかにならないとさえいわれる。<sup>(25)</sup>したがつて、今後は、既存の制度をどのようにして有効に機能させるかを考える必要があるう。

ところで、捜査機関の違法行為に対する国賠訴訟は、これまでにもかなり提起されている。しかし、国または地方公共団体の賠償責任は、違法行為を行なつた当該捜査官の責任追及に結びつかないことを理由に、捜査官個人に対する民事責任の追及も主張されている。<sup>(26)</sup>ただ、捜査官は、独自の判断に基づいて行動するよりも、一定の捜査方針に従つて行動するのが一般的であることを考えると、個人責任の追及にも限界があることを認めなければならぬであろう。また、国賠訴訟であれ民事訴訟であれ、立証責任を負うのは被害者たる原告となるが、そのためにはいかにして証拠等を保全しておくかも重要な問題となる。<sup>(27)</sup>

さて、最後は懲戒処分であるが、これについては現在必ずしも明確な手続等が定められていないというのが実情なのではないだろうか。司法警察職員に関しては、刑訴法一九四条に一応の規定は置かれているが、主眼は検察官の指示・指揮の履行を確保するためである。<sup>(28)</sup>その他にも、司法警察職員に関しては監察官による服務監察に基づく懲戒処分が、検察官に関しては検察官適格審査会の議決に基づく懲戒処分が、理論上可能であるが、それらが有効に機能しているのかについては疑問もあるう。<sup>(29)</sup>しかし、捜査機関は、いわば「力」を持つてはいるだけに、ある程度の独立性をもつた特別の懲戒委員会を設置し、被害者等に申立権を認めることは、当然に考えられてよいであるう。<sup>(30)</sup>

このように、違法な捜査活動の抑止策・救済策の要件や手続、その有効性の検討も、事前規制の検討とならんで、重要な論点であるといわなければならぬ。

以上の三点、すなわち、弁護権の拡充・強化、取調べや自白重視の実務運用からの離脱および違法な捜査活動の抑止策・救済策の検討が、被疑者取調べの適正化を考えるための総論的問題であるといえよう。<sup>32)</sup>

- (4) たとえば、座談会「刑事裁判の実態——九九・八六%の有罪率をめぐって——」自由と正義三八巻二号（一九八七年）九一—一〇頁〔平野発言〕参照。
- (5) たとえば、平場安治＝高田卓爾＝中武靖夫＝鈴木茂嗣『注解刑事訴訟法・上巻』（全訂新版一九八七年）一〇八頁〔中武執筆〕参照。
- (6) この点については、渥美東洋「逮捕・勾留と弁護権の保障」法学セミナー三七三号（一九八六年）一六六頁参照。
- (7) 熊本典道「被疑者」再審請求人』の国選弁護権』自由と正義二八巻一号（一九七七年）四六頁。なお、健尾丞治「被疑者に国選弁護人請求権を与えるべきか」佐々木史朗＝河上和雄＝田宮裕編『刑事訴訟法の理論と実務』（一九八〇年）一三三頁参照。
- (8) 小田中聰樹「捜査実務の現状と弁護活動の充実」法律時報五八巻一〇号（一九八六年）二八頁、座談会「刑事裁判の実態」前掲（注4）七頁〔平野発言〕参照。ちなみに、日本弁護士連合会編『捜査と人権』（一九五七年）五六頁は、「被疑者段階、遅くとも勾留請求以降に国選弁護人制度を広げること。当面すべての警察署に弁護士名簿を備え付けて被疑者に閲覧させ、弁護人選任に便宜をはかる」と。この場合、弁護士会側も、選任希望が伝えられれば、直ちに弁護人を斡旋しうる体制を確立しておこうことが望ましい。」（傍点筆者）としていたにすぎない。
- (9) たとえば、田宮「あすの刑事訴訟法への視点」前掲（注2）一六三頁参照。
- (10) 実務規範・指導注記六A参照。
- (11) 座談会「刑事裁判の実態」前掲（注4）一〇頁、一七一—八頁〔いざれも平野発言〕参照。
- (12) 宮沢節生「犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動——組織内統制への認識と反応——」（一九八五年）二四三—二四四頁参照。
- (13) たとえば、研究会「逮捕・取調べ・勾留・弁護——『弁護士提案』に対する検討を中心」法律時報四八巻六号（一九七六年）六八頁参照。
- (14) これは、裁判所の任意性判断が必ずしも厳格でないこと、捜査段階での弁護活動がほとんどなされていないため、他に争い方があまりないこととも関連しよう。
- (15) 任意性の判断に際し自白調書を読むこと自体問題なのであるが、自白調書は、いわば取調べ官の作文ともいえるような物語り形式であるから、内容的に貫して自然であるのが、むしろ一般的であろう。
- (16) そのため、捜査機関は、現在の逮捕・勾留期間も、十分なものとは考えていない。佐藤英彦「捜査活動の実際」法律時報五八巻一〇号

(一九八六年) 五五頁参照。

(17) 座談会「刑事裁判の実態」前掲(注4)一八頁〔平野発言〕参照。

(18) 宮沢・前掲書(注12)二六一頁参照。なお、座談会「冤罪事件をめぐる刑事司法の課題」法学セミナー増刊『日本の冤罪』(一九八三年)一六五頁〔渥美発言〕参照。

(19) 同前・一六二一一六三頁〔本田発言〕参照。

(20) 宮沢・前掲書(注12)二四四頁。

(21) もつとも、この点は、制度的な面だけでなく、警察官、検察官、弁護人および裁判官の心理面とも関連するだけに、改善には困難が予想されないわけではない。ちなみに、一九八六年一〇月の「刑事警察充実強化対策要綱」において、「優れた捜査官の育成及び密な捜査推進体制の強化」が掲げられたが、被疑者取調べについても「ち密な捜査」が行なわれることになれば、現在よりもさらに徹底した取調べが行なわれることになる。田端智明

〔「ち密な捜査」の推進について〕警察学論集四〇巻九号(一九八七年)六七頁、大出良知「刑事警察の四〇年と『刑事警察充実強化対策要綱』」法学セミナー増刊『警察の現在』(一九八七年)五〇頁参照。

(22) 三井誠「警察の捜査活動と人身の自由」法律時報五八巻一〇号(一九八六年)二〇頁参照。なお、原野翫・高田昭正「警察捜査とその濫用規制」法学セミナー増刊『警察の現在』(一九八七年)二五八頁参照。

(23) 最判昭和五三年九月七日刑集三二巻六号一六七二頁参照。

(24) なお、大出良知「検察審査会の現在と将来」松尾浩也編『刑事訴訟法の争点』(一九七九年)一〇四頁参照。

(25) 過去一〇年間の付審判請求事件の処理状況は次のとおりである。法曹時報三九巻一号(一九八七年)五九頁による。なお、これまで付審判決定のあつた事件(一三件)の経過・結果等については、同六〇頁参照。

ちなみに、付審判請求が認められない理由については、能勢弘之「捜査活動と人権をめぐる付審判請求の理論的考察」法律時報五八巻一〇号(一九八六年)三八頁参照。

区分 年次	新受入員	既済人員	未済人員	
			うち、付審判決定のあつたもの	
昭和 51	389	383	—	148
52	347	288	1	207
53	290	346	—	151
54	444	439	—	156
55	310	239	1	227
56	513	521	1	219
57	623	647	—	195
58	518	423	—	290
59	600	510	2	380
60	627	567	—	440

(26) 的場悠紀「捜査活動と人権をめぐる付審判公判手続の経験から」法律時報五八巻一〇号（一九八六年）四四頁。

(27) 日弁連・前掲書（注8）五八頁。

(28) 冠木克彦「捜査活動と人権をめぐる国家賠償請求」法律時報五八巻一〇号（一九八六年）三六頁は、「勝訴例の多くは、捜査段階における刑事民事の証拠保全、勾留理由開示請求等の法的手段による客観的証拠の獲得、被害者の即座の抗議、上申活動等による被害の客観的痕跡を残す努力に基づいた成果である」とする。

(29) 松尾浩也監修・松本時夫・土本武司編集『条解刑事訴訟法』（一九八四年）三〇〇頁。

(30) 松本一郎「警察制度民主化への課題」法律時報五八巻一〇号（一九八六年）五〇頁は、「内部的監察による懲戒が厳正に行われて いるかどうかについては、率直にいつて疑問なしとしない」とする。

(31) 日弁連・前掲書（注8）五九頁、松本「警察制度民主化への課題」前掲（注30）五〇頁参照。

(32) それぞれの問題が多く論点を含んでいるため、本稿では具体的提案を行なうことはできない。

## 二 身柄拘束と取調べに関する問題

誤判といわれるもののほとんどは、被告人と犯人との同一性の認定に誤りがある場合であり、多くの場合、その認定は自白に基づいているといえよう。そして、被告人と犯人との同一性についての認定の誤りは、捜査過程で生まる。捜査機関が、被疑者と犯人との同一性に関する証拠がある程度そろっているときだけ、被疑者の身柄を拘束して取調べるのであれば、誤判に至る危険は少ないであろう。しかし、そのような証拠がそろっていないにもかかわらず、そろつていると誤信して、あるいはそろつていないことを知りながら（別件逮捕・勾留）、被疑者の身柄を拘束して取調べた場合には、誤判に至る危険は非常に大きくなるであろう。

この点、現行刑訴法は、逮捕・勾留に際して、「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」の存在を要求した。ただ、ここ数年、逮捕状・勾留状の請求却下率がかなり低くなっている。<sup>(33)</sup> この点については、裁判官によるチェックが効を奏し、捜査機関の請求それ自体が慎重になされているためだ、との見方もある。<sup>(34)</sup> しかし一方で、裁判官によるチェックが有効に機能せず、逮捕・勾留が、「相当な理由」がある場合でなく、被疑者を「取り調

べてみるに足りる嫌疑」が存在する場合に認められているのではないか、との見方もあるう。「相当な理由」の認定は、逮捕状請求の際には捜査機関側からの一方的な資料しか提出されないので、裁判官にとつても判断は困難であるかもしれない。しかし、被疑者の弁解を直接に聞くことができる勾留質問の際には、裁判官はその判断ができるし、またしなければならない。<sup>(36)</sup> しかも、その際には、「罪を犯したことなどを疑うに足りる相当な理由」の存否や勾留の必要性だけでなく、さらに、<sup>(37)</sup> 当該被疑者が罪を犯したことなどを疑うに足りる相当な理由の存否、すなわち被疑者と犯人との同一性についても、相当な理由が存在するか否かをも判断しなければならないのである。<sup>(38)</sup> したがって、勾留質問はかなり慎重に行なわれなければならない、そうしてはじめて誤判に至る危険も少なくなるといえよう。<sup>(39)</sup> その意味では、勾留質問への弁護人の立会いということは、立法論としても検討する必要があろう。

ところで、逮捕・勾留は、必ずしも公判で証拠能力の認められる証拠によってのみ正当化されなければならないわけではない。したがって、逮捕・勾留を正当化しうる証拠があるといつても、起訴するか否かを判断するためにも、被疑者の身柄拘束中にさらに捜査を行なわなければならぬこともある。それを禁止することは、非現実的である。そして、被疑者取調べも捜査の一方法なのである。

わが国の刑訴法は、取調べのための身柄拘束を認めていない。しかし、一度逮捕・勾留されると、その期間のほとんどが取調べのために利用されていることも否定できないであろう。そのため、特に被疑者が黙秘している場合などには、長期の身柄拘束期間が、被疑者の黙秘する意思を打ち碎くために利用される危険が存在するのである。それを防止しようとする場合、身柄拘束中の被疑者取調べを禁止するのが最も簡単であろうが、現行法はそのような立場を探つていないし、また立法論としても妥当とは思われないことは既に述べた。したがって、身柄拘束中の取調べを認めつつ、しかもその身柄拘束期間が被疑者の黙秘権を事実上侵害するための手段として利用されることを防止しなければならないことになる。

その手段の一つが、憲法三四条の規定する被疑者の弁護権の保障であることは明らかであろう。<sup>(40)</sup>つまり、刑訴法は、二三日間といふかなり長い身柄拘束を認め、その間の取調べをも認めているが、それらは十分な弁護権の保障があつて始めて認められるのではないだろうか。しかし、現実には、被疑者段階で弁護人が選任されることが少なく、選任されても捜査機関の接見指定によつて被疑者の弁護権が侵害されているのである。<sup>(41)</sup>つまり、捜査弁護が十分に発達していない現段階では、被疑者の弁護権は、身柄拘束期間が被疑者の黙秘権を事実上侵害するための手段として利用されることを防止する手段たりえないのである。<sup>(42)</sup>

そこで、次のような方法が考えられよう。勾留質問の際に、捜査機関は勾留理由の存在を示す資料を提出するが、それだけでなく、今後どのような点についてどのような捜査が必要であり、その際どの程度の被疑者取調べが必要とされるかについて、ある程度捜査機関に主張させるべきではないであろうか。すなわち、勾留の場合には、「被疑者が罪を犯したことを見うに足りる相当な理由」および逃亡・罪証隠滅のおそれという勾留の理由のほかに、いわゆる勾留の必要性（相当性）も必要とされているが、具体的的事案ごとに、勾留期間が被疑者の黙秘権を事実上侵害するための手段として利用される危険が大きい場合には、勾留の必要性（相当性）がないとすべきではないであろうか。ただ、この段階では捜査がある程度流動的であることはやむをえないから、黙秘権侵害の危険の存否が明確でない場合には、一応勾留を認めたうえで、その後の勾留理由開示を必要なものとし、そこでもう一度判断すればよいであろう。<sup>(43)</sup>なお、勾留期間について、現在は一〇日が法定期間だと解されているが、むしろ総じて一〇日であり、裁判官の判断で日数を指定できるようにすべきである。<sup>(44)</sup>

ちなみに、現在は、逮捕状請求ならびに勾留請求の際に提出された資料は、捜査機関へ返還されている。しかし、提出資料のコピーは裁判所が保管し、必要な場合には被告人・弁護人の利用に供しうるようにすべきである。<sup>(45)</sup>このような手続が確立されれば、事後何らかの争いが起つた場合にも、ある程度客観的な証拠に基づいて判断する

ことができる<sup>(49)</sup>し、逮捕状・勾留状の請求あるいは発付に際しての判断がより慎重になるという付隨的効果が得られるかも知れない。

さて、被疑者が逮捕あるいは勾留された場合には、被疑者<sup>50)</sup>とに身柄拘束等についての詳細な記録簿の作成を身柄監理者に義務づけ、この点に関しては検査官の介入を一切許さないようにすべきである。その記録簿には、身柄拘束開始・終了日時、出房・帰房日時、何のための出房なのかその理由等を記載すると同時に、確認のため被疑者の署名をも求める<sup>(51)</sup>ことにする。また、入所時には、逮捕状あるいは勾留状の謄本（コピー）と黙秘権・弁護権等被疑者の権利を記載した書面を、被疑者に交付すべきであろう<sup>(52)</sup>。そして、移監の際あるいは起訴後に、先の記録簿のコピーを被疑者・被告人に交付することにするのである。これによつて、身柄関係についても、ある程度可視性を高めることができると思われる。<sup>(53)</sup>

ところで、これまで、あくまで現行法の枠内で若干の改善提案を行なつてきたにすぎない。しかし、身柄拘束と取調べに関しては、取調べのための身柄拘束を認めるべきか否かという大きな問題が存在することをわすれてはならない<sup>(54)</sup>。イギリスでは、実態調査をも踏まえた徹底的な議論の末、一九八四年の「警察および刑事証拠法」において、取調べのための身柄拘束が明文で認められるに至つた。わが国の場合には、刑訴法二〇七条によつて刑訴法六〇条が準用されることになるため、被告人勾留・被疑者勾留ともに、その目的は逃亡と罪証隠滅の防止ということになる。しかし、現実には、身柄拘束期間が取調べのために最大限に利用されているのである。もし、身柄拘束下での被疑者取調べが必要だといふのであれば、被告人勾留とは別に、被疑者の身柄拘束の目的や要件等を慎重に検討し直すことも必要なようにも思われる<sup>(55)</sup>。また、それと関連して、イギリスのような警察官による保釈制度の採否も、十分検討するに値する問題だと思われる<sup>(56)</sup>。ただ、右の二点は、刑事手続の現状を多角的に分析し、さらには警察・検察に対する国民の信頼、違法行為に対する抑止策・救済策等をも慎重に考慮したうえでなければ判断できな

い問題であるし、何よりも取調べや自白を重視しすぎる現在の実務をある程度改めてからでなければ、それらの採用は、むしろ弊害を生むだけであろう。したがつて、右の二点は、今後の検討課題として指摘するに止めざるをえない。

### 被疑者取調べとその適正化（3・完）（多田辰也）

- (33) 高田昭正「刑事裁判の現状と課題」法の科学一四号（一九八六年）二三頁、大川真郎「統計にみる刑事裁判の形骸化と弁護士のあり方」法律時報五八巻五号（一九八六年）一一〇頁参照。
- (34) たとえば、田村正博「捜査活動と人権の確保」法律時報五八巻一〇号（一九八六年）五七頁参照。
- (35) 平野龍一「現行刑事訴訟の診断」團藤重光博士古稀賀論文集第四巻（一九八五年）四〇八頁参照。もつとも、「罪を犯したこと」を疑うに足りる相当な理由の内容について、必ずしも十分な検討がなされてこなかつたことも否定できないであろう。
- (36) ちなみに、被逮捕被疑者の裁判所への迅速な引致を要求するマナップリマロリー・ルールは、取調べを禁止するためではなく、根拠を欠く逮捕を、後知恵によつて実体要件があるかのように装う実務の弊害に着目したものである、ということについては、渥美東洋「取調べと供述に関する法理」法曹時報三九巻五号（一九八七年）七九一頁参照。
- (37) この点については、荒木伸怡「冤罪防止と裁判官の役割」警察研究五五巻七号（一九八四年）四五頁以下参照。
- (38) もつとも、現実の勾留裁判がどれだけ慎重に行なわれているかについては、疑問がないわけではない。研究会「逮捕および勾留——令状事務の面からみたその現実と理念・二(完)」法律時報四七巻七号（一九七五年）一〇七頁、『あるべき裁判をもとめて——裁判官懇話会報告（二）』（一九八二年）四〇〇頁、四〇七頁参照。
- (39) 光藤景次『刑事訴訟行為論』（一九七四年）一三七頁、研究会「逮捕・取調べ・勾留・弁護——立法論としての具体的提案を中心に」法律時報四七巻一三号（一九七五年）六五頁参照。もつとも、弁護人が勾留質問前に担当裁判官に面会を求める意見を述べることはあるといわれる。研究会「逮捕および勾留」前掲（注38）一〇七頁。なお、横川敏雄編『逮捕・勾留・保釈』（一九五八年）九六頁〔横川発言〕参照。
- (40) なお、渥美「逮捕・勾留と弁護権の保障」前掲（注6）一六六頁参照。
- (41) もつとも、河上和雄「検察実務からみた接見交通」法律時報五四巻三号（一九八三年）一六頁によれば、接見指定が行なわれるのは、被勾留被疑者の約二〇パーセントということになる。しかし、こゝでは数が問題なのではなく、その質が問題なのである。
- (42) 捜査弁護の拡充・強化が早急に望まれるゆえんである。
- (43) 刑訴法二〇七条二項の「勾留の理由」が、狭議のそれのみでなく、勾留の必要性をも含むものであるという点については、平場安治・高田卓爾・中武靖夫・鈴木茂嗣『注解刑事訴訟法・中巻』（全訂新版一九八二年）九八頁参照。
- (44) 岡山地決昭和四四年九月五日判例時報五八八号一〇七頁は、「勾留目的が主として逃亡及び罪証隠滅の防止のため、すなわち被疑者によ

る捜査の妨害の予防のためのものである以上、勾留は、被疑者と外界と遮断する」ととしてのみ行なわれるべきであって、連日被疑者を取調室に呼び執拗に尋問を繰り返えし、その供述を求める」とは、勾留によって許容された被疑者の取調の限界を逸脱するもの」であり、刑訴法八七条に準じて勾留を取り消すのが相当であるとする。なお、このことは、基本的には弁護人選任の有無にかかわらない。

(45) なお、勾留理由開示に関しては、「裁判官としては實に嫌な仕事である」とか、「ある」は、勾留理由開示制度の廢止を含めた再検討が必要だとか主張される。座談会「勾留理由開示の諸問題(一)」判例タイムズ一八四号(一九六六年)六一頁、豊山眞一「勾留理由開示」松尾浩也編『刑事訴訟法の争点』(一九七九年)七九頁。しかし、わたくしは、もないと有効に機能させねばならないと考える。

(46) 『条解刑事訴訟法』前掲(注29)三二九頁参照。

(47) 田宮裕『捜査の構造』(一九七一年)一六九頁注(1)参照。

(48) 日弁連・前掲書(注8)五〇頁参照。

(49) 国賠訴訟などの際には、「このよだな資料はある程度有力な証拠となりうるであろうし、またそれによって、事後的規制も有効に機能する」といふが、冠木「捜査活動と人権をめぐる国家賠償請求」前掲(注28)三六頁参照。

(50) 一九八〇年四月以来、留置業務は、刑事部から捜査を担当しない総務部等に移されたが、わが国においても、イギリスの custody officer のような、ある程度の独立性を持った職員を留置業務に配置する」とが望ましい。

(51) なお、拘置所では、「夜五時以降は全部施錠し、一般的の看守や監房に入れ」ないのであれば、警察の留置場の場合にも、夜五時以降の取調べを原則として禁止する」とも考えられないわけではなかろう。対談「冤罪を生む構造——誤った捜査・誤った裁判」法学セミナー増刊『日本の冤罪』(一九八三年)二七頁「加賀発言」参照。

(52) ちなみに、この段階で、弁護人あるいは弁護人選任者への電話連絡を認める「も考えられる。松尾浩也『刑事訴訟法・上』(一九七九年)五一頁参照。ただし、捜査機関側は、逮捕状の謄本交付にも反対のようである。研究会「逮捕・取調べ・勾留・弁護——『弁護士提案』に対する検討を中心」前掲(注13)四九頁参照。

(53) 記録簿のコピーを交付する」として、内容的にも正確な記録が作成され、それによって手続の可視性も向上するといふことによれば、cf. Zander, *The Act in the Station, in The Police: POWERS, PROCEDURES AND PROPRIETIES* (ed., by Benyon & Bourn, 1986) 124-125.

(54) もちろん、「被疑者が罪を犯したこと」を疑つに足りる相当な理由」が存在する場合に限られる「など」とは言わない。

(55) その場合でも、期間や手続をどうするのか、被疑者の黙秘権および弁護権との調整をどうするか等、困難な問題があることは否定できないが。

(56) イギリスでは、保釈された被疑者は、後日指定された日に警察署へ出頭する」ことを義務づけられ、それに違反すれば刑罰が科せられる。

いうなれば、保釈は、取調べのための出頭強制をも含むことになる。Cf. C. CHATTERTON, BAIL: LAW AND PRACTICE 24 (1986)。ちなみに、平野「現行刑事訴訟の診断」前掲（注35）四一三頁は、「わが国で、刑訴二一八条にもとづいて勾留された被告人・被疑者に対する警察官の強制的出頭要求を認めるとしているが、やはり憲法違反というべきであらうし、少なくとも『西歐的文化水準』と著しく異なることになる」とする。

### 三 取調べの規制に関する問題

わが国において、被疑者取調べの適正化の方策として、これまで最も強く主張されてきたのは、取調べ受忍義務否定説である。ただ、従来、受忍義務否定説の展開は、必ずしも取調べの要件設定には至らず、むしろ、立法論あるいは運用論として、代用監獄廃止の主張と結びついていたにすぎない<sup>(58)</sup>。そのため、黙秘権を保障したうえでの取調べとはどのようなものかについても、十分な議論は展開されてこなかつた<sup>(59)</sup>。たとえば、被疑者が黙秘権行使した場合の効果についても、明確にはされていないのである<sup>(60)</sup>。

アメリカでは、被疑者が黙秘権行使した場合には、警察官は取調べを中止しなければならないのに対し、イギリスでは、必ずしも取調べを中止する必要はないようである<sup>(61)</sup>。どちらの立場が妥当であろうか。この問題を考える際に最も重要なことは、被疑者の権利保障と犯罪者の処罰という社会的利益との間に適切なバランスをはかることであろう<sup>(62)</sup>。その意味で、わたくしは、基本的にはイギリスの立場に賛成する。しかし、黙秘権行使している被疑者の取調べを認めるからといって、時間的にも、あるいは方法的にも無制約の取調べを認めるものではない。まず、時間的制約については、深夜あるいは早朝の取調べは許されるべきではなかろう。そして、取調べが許される時刻等については、立法によって規制することも十分可能なようと思われる<sup>(63)</sup>。たとえば、食事時間および朝何時以前、夜何時以降の取調べを原則として禁止するわけである。これに対し、一回の取調べにどの程度の時間が許されるかについては、立法による解決よりも、判例による規準の樹立が望ましいといえよう<sup>(64)</sup>。次に、取調べ方法等の規制としては、まず、取調べに先立つ被疑事実、黙秘権および弁護権の告知、ならびに告知がなされたことを確認す

るために被疑者の署名を求めるることは、当然に考えられてしかるべきであろう。そのほかにも、取調べの規制方法は考えられようが、本稿では、取調べのテープ録音と取調べへの弁護人の立会いを中心検討することにする。

被疑者取調べをテープ録音すべしとの提案は、以前にもなかつたわけではない。<sup>(65)</sup> ただ、イギリスの一九八四年の「警察および刑事証拠法」において、取調べのテープ録音制度が採用されてから、その主張は一段と強力になされようになつたといえよう。<sup>(66)</sup> しかし、イギリスで取調べのテープ録音制度が採用され、またその試験的運用がうまくいったからといって、それがそのままわが国にも妥当するかは問題であろう。確かに、取調べのテープ録音によって、完全とはいえないまでも、かなりの程度まで、不当・違法な取調べを防圧できることは事実であろうし、その意味では被疑者取調べの適正化に寄与することを否定するつもりはない。しかし、わが国とイギリスとでは、根本的に異なる点がある。それは、わが国における取調べ時間の長さであり、取調べ回数の多さである。そして、わが国では、そのような徹底した取調べに基づいて、検察官の訴追裁量権が行使され、また公判も運営されているのである。<sup>(67)</sup> したがって、取調べのテープ録音制度の採用を主張するのであれば、その結果、公訴提起や公判にどのような影響を与えるのかについての検討が必要不可欠であろう。また、テープ録音制度の採用によって、わが国における徹底した被疑者取調べの運用をも変えてしまおうというのであれば、それに伴う反動が起らないのかについても、慎重な検討を必要としよう。

さらに、取調べのテープ録音を行なうのであれば、取調べのすべての過程を録音しなければ意味がないことは明らかである。それによつて、自白の任意性の判断が容易になるであろうことを否定するつもりはない。しかし、それは、自白の許容性判断に先立ち、裁判官が自白内容を聞いてしまうことでもある。日本は陪審制度を探つていないのである。また、テープ録音によつて自白の信用性も格段に増すことになり、その意味では捜査の比重が現在よりもさらに大きくなるように思われる。被疑者取調べのテープ録音制度の採否については、以上のような観点から

の検討が重要なのであり、費用やテープ改竄の危険という問題は、最も現実的な問題ではあるが、必ずしも本質的な問題であるとは思われない。

次に、取調べへの弁護人の立会いについて検討してみよう。この問題は、これまでにもしばしば論じられてきて(70)いる。わたくしも、弁護人の立会いそれ 자체を否定するつもりはないし、それが実現されることは、ある意味では望ましいことでもあろう。しかし、わたくしは、現段階で弁護人の立会いを取調べの条件とすることまで主張するつもりはない。もし、取調べへの弁護人の立会いを認めるのであれば、それは被疑者の弁護権（あるいは黙秘権）の一内容としてであろう。そして、被疑者の権利であるとすれば、現に弁護人を選任しているか否かで取扱いを異にすることは妥当でないし、また、被疑者が権利行使した場合には、直ちに弁護人が警察署に出頭できるような体制をととのえることが前提となろう(71)。そうでなければ、取調べが事実上不可能になってしまう。しかし、わが国においては、そのような基盤が確立されているのであろうか。そのような基盤の確立には、弁護士の業務形態の見直しも必要となるよう、わたくしには思われる。つまりは、取調べへの弁護人の立会いの問題は、捜査弁護の拡充・強化がある程度実現された後の問題なのではないだろうか。

ちなみに、取調べへの弁護人の立会いを被疑者の権利とする限り、その権利を放棄することは可能であるが、その場合には当然放棄の有効性の問題が出てくる。また、身柄拘束中の被疑者の取調べへの弁護人の立会いを認めることによつて、かなり問題のある任意同行による取調べが多用されることにならないか、という問題も検討する必要があろう。さらに、弁護人が取調べに立会つたとしても、それはいわば被疑者の保護者として立会うのであって、公平な第三者として立会うわけではない(72)。したがつて、自白の任意性等との関係で取調べ方法等が問題となつた場合には、捜査機関対被告人・弁護人という図式での供述合戦が起りうることは認めなければならないであろう(73)。しかも、取調べに弁護人が立会つて供述調書が作成されたような場合には、後に自白の信用性を争うことは著

しく困難にならう。<sup>(75)</sup> そして、そのことはまた、捜査の比重が現在よりもさらに大きくなることを意味するよう思われる。

以上みてきたように、取調べのテープ録音あるいは取調べへの弁護人の立会いという提案については、まだまだ検討すべき課題が残されており、現段階において現実的提案となりうるかについては、疑問がないわけではない。<sup>(76)</sup> したがって、以下においては、基本的に現行法の枠内での改善策を検討することにする。

そこでまず問題となるのが、取調べ方法等の規制である。この点、わが国においても、イギリスの実務規範やアメリカ法律協会の模範捜査手続法典などを参考にして、取調べ状況や方法について、ある程度詳細な規定を設けるべきであろう。<sup>(77)</sup> そして、これらの規定は、犯罪捜査規範中に取り入れることも可能であると思われる。ただ、その場合でも、それらの規定に違反する取調べが行なわれた場合には、違法の程度等を考慮して、自白排除や懲戒処分などによる事後的規制を加えることを検討する必要があろう。

次に問題となるのが、供述調書の作成である。この点に関してはすでに、「供述調書に、取調べを行った者及びそれに立ち会つた者の氏名〔及び官職名〕、取調べ年月日、取調べ場所（取調べ室番号）、取調べ時間（開始、中断、終了の時刻）、夜間に及んだときはその理由などの記載を義務づけること」、「これらを記載した『取調べ報告書』の作成を義務づけ、供述調書の取調べ請求を行う場合に、必ずこの報告書を提出させること」、「黙秘や否認の場合も含めて、調書は取調べのたびごとに」作成すること、「取調べの都度、調書に『第何回』供述調書といふよう<sup>(78)</sup> に通し番号を付す」こと、「調書の録取は……」一問一答式も含めて発問及び供述をできるだけ具体的に記述する」と、および「署名押印を拒みうる旨の告知をすべき」こと、などが提案されている。これらは、現段階でも運用の改善で対処できるように思われる。そして、このような運用の確立による取調べ手続の可視性の向上は、被疑者取調べの適正化につながるだけでなく、無用の争いを避けるという意味では、捜査機関にとつても有益なものと思

われる<sup>(80)</sup>。

しかし、捜査機関は、制度として右のような運用を行なうことには難色を示しているのが現状であり、その理由も必ずしも明らかにされていないのである。<sup>(81)</sup>もし、右のような運用が、実務上問題があるというのであれば、それはどのようなものかを具体的に示していただきたい。また、これまで述べてきたような手続によらなくとも、「取調べが強制にわたり、被疑者の自由な意志を抑圧するおそれが生ずることのないよう細心の注意を払つて<sup>(82)</sup>いる」といわれるのであれば、建前論ではなく、そのために採用されている具体的手続・方法を是非お教えいただきたい。

ちなみに、取調べのたびごとの、しかも一問一答式の調書作成は、事務負担の増加につながるとのみかたもある。しかし、それはともすると精密すぎる調書を作成するために長時間にわたる取調べを行なつて<sup>(83)</sup>いるからであり、むしろ、被疑者取調べ・自白重視の運用を少しでも改善する方向へと進むべきであると思われる。

(57) もっとも、渥美東洋『刑事訴訟法要諦』(一九七四年)一二五頁、渥美東洋『刑事訴訟法』(一九八二年)三三頁参照。なお、渥美「取調べと供述に関する法理」前掲(注36)八二五頁以下参照。

(58) 荒木伸怡「被疑者には『取調べの受忍義務』があるか」松尾浩也編『刑事訴訟法の争点』(一九七九年)六〇頁参照。

(59) 三井誠「被疑者の取調べとその規制」刑法雑誌二七巻一号(一九八六年)一七六頁参照。

(60) なお、上口裕「身柄拘束中の被疑者取調べについて」南山法学五巻一=二号(一九八一年)一二五頁参照。

(61) この点については、本稿第三章第三節参照。

(62) ちなみに、被疑者の黙秘権は憲法上の権利であるのに対し、捜査機関の取調べ権は刑訴法上の権限であるにすぎない等々の議論は、わたしには必ずしも妥当なものとは思われない。

(63) イギリスでは、「実務規範」一二条において、夜少なくとも八時間の連続した休息を与えること、三度の食事時間には取調べを中断すべきこと、リフレッシュメントのために約二時間<sup>(84)</sup>とに取調べを中断すべきことが原則とされている。

(64) 一般に捜査機関は、取調べに際して、情理を尽した説得や人間的な対応によって被疑者との間に「人間関係」を確立する必要を強調する。米澤慶治「取調べの理論と実務」刑法雑誌二七巻一号(一九八六年)一八五頁、藤永幸治「我が国の捜査実務は特殊なものか——別件逮捕・勾留と関連して」臼井滋夫・河上和雄編『刑法法ノート1』(一九八三年)一五八頁参照。なお、渡辺昭一「默秘または否認した被疑者の自供に至る心理過程①~⑥」捜査研究三五巻一〇号四八頁、同二号五六頁、同二号五一頁、同三号

二三三頁、同四号四一頁（以上一九八七年）参照。

しかし、捜査機関による「人間関係」の強調は、優越的地位を利用した被疑者の操作となりやうことは明らかである。この点について  
は、宮沢・前掲書（注12）二六一頁参照。したがって、取調べの時間的制約を考える際には、右のような問題をも考慮に入れなければならない  
のである。

(65) たゞえば、池田克「被疑者の黙秘権についての管見」国学院法学二二卷一号（一九六五年）六頁、田宮・前掲書（注47）二五頁、研究会  
「逮捕・取調べ・勾留・弁護——立法論」としての具体的提案を中心」前掲（注39）六一頁参照。

(66) たゞえば、渡部保夫「被疑者の尋問とテープレコーディング——捜査権と人権との賢明で適度な調整方法——」判例タイムズ五六六号  
(一九八五年) 一頁、渡部保夫「被疑者尋問のテープ録音制度——圧迫的な取調べ、誤判、裁判遅延の防止手段として——」判例タイムズ六  
〇八号（一九八六年）五頁参照。

(67) 単純にそつゝえのやあれば、カナダで被疑者取調べのビデオ録画の試験的運用がやましく、たかひ、日本でもそれを採用するべし  
といふにて、おおへ。Cf. Grant, Videotaping Police Questioning: a Canadian Experiment, [1987] CRIM. L. REV. 375; A. GRANT,  
THE AUDIO-VISUAL TAPING OF POLICE INTERVIEWS WITH SUSPECTS AND ACCUSED PERSONS BY HALTON REGIONAL POLICE FORCE,  
ONTARIO, CANADA: AN EVALUATION (second interim Report, 1986).

(68) ヘヤニベヅガ、一巻五二二頁、監視回数は一回である取調べ監視も一監視以降もあらむ。Cf. J.A. BARNES & N. WEBSTER,  
POLICE INTERROGATION: TAPE RECORDING (Royal Commission on Criminal Procedure: Research Study No. 8, 1980), at 9 Table  
3: 1; P. SOFTLEY, POLICE INTERROGATION: AN OBSERVATIONAL STUDY IN FOUR POLICE STATIONS (Royal Commission on Crim.  
inal Procedure: Research Study No. 4, 1980), at 76, 78 Table 5: 1. ふなど、わが国の現状については、拙稿「被疑者取調べの  
適正化（一）立教法學二七号（一九八六年）一四六頁以下参照。なお、船本馨「被疑者の取調べ」法學セミナー増刊『警察の現在』（一九八  
七年）二二二頁参照。

(69) 田宮裕「被疑者の取調べ」法學教室七八号（一九八七年）四一頁参照。

(70) たゞえば、池田「被疑者の黙秘権についての管見」前掲（注65）七頁、研究会「逮捕・取調べ・勾留・弁護——立法論」としての具体的提案  
を中心」前掲（注39）五九頁、井戸田侃「取調べの法的規制」熊谷弘=松尾浩也=田宮裕編『捜査法大系一』（一九七一年）二二四八頁参照。

(71) 還美「取調べと供述に関する法理」前掲（注36）八一一頁参照。

(72) もやん、捜査弁護の拡充・強化の一手段として、取調べの弁護人の立会いが主張されてゐるやあへ。しかし、まやまじに、  
弁護士会を中心として、取調べの立会いを可能にするような基盤を確立するにじが必要なではないだらうか。

(73) 警察署における弁護人の役割については、cf. D. WOLCHOVER, THE EXCLUSION OF IMPROPERLY OBTAINED EVIDENCE 144 (1986).

- (74) もちろん、被告人の供述だけの場合よりは、はるかに事態は良くなるであろうが。
- (75) なお、座談会「刑事裁判の実態」掲載（注4）一〇頁、一三頁「いざれも平野発言」参照。
- (76) わたくしは、取調べのテープ録音あるいは取調べへの弁護人の立会いという提案が、それ自体間違いだとか妥当でないと主張しているのでは決してない。

- (77) 田富・前掲書（注47）二五頁参照。
- (78) 三井「被疑者の取調べとその規制」前掲（注59）一七九一～八〇頁。
- (79) 長沼範良「警察取調べと自白」法学セミナー増刊『警察の現在』（一九八七年）一二三頁。
- (80) このような運用と、先にわたくしが提案した、身柄監理者による被疑者との身柄拘束等についての詳細な記録簿の作成とが結びつけば、可視性はさらに向上するであろうし、問題が起きた場合の事後的規制も有効に機能しうるであろう。
- (81) たとえば、米澤「取調べの理論と実務」前掲（注46）一八七頁以下参照。
- (82) 田村「捜査活動と人権の確保」前掲（注34）五九頁。
- (83) 長沼「警察取調べと自白」前掲（注79）二二二頁、研究会「逮捕・取調・勾留・弁護——『弁護士提案』に対する検討を中心に」前掲（注13）六八頁〔松尾発言〕参照。

### おわりに

本稿では、わが国の刑事訴訟における最も重要な論点の一つと考えられる被疑者取調べの問題をとりあげ、歴史的、実証的、理論的および比較法的検討を加えた後に、最後に事態改善のための若干の提案を行なつた。

被疑者取調べの適正化をはかるための要件を検討するという当初の目的からすると、先の提案は、はなはだ不十分なものであることは認めなければならない。ただ、次のこととはいうことができよう。すなわち、被疑者の権利保障あるいは捜査の規制のみを問題にすればよいというのであれば、事は簡単である。しかし、一方に被疑者の権利保障という問題があるとすれば、他方には犯罪者の処罰という社会的利益が存在するのであり、その間の適切なバランスをはかるものでなければ、本当の改善提案とはいえないであろうということである。そして、そのような提

案を行なうためには、捜査手続の現状が明らかにされるとともに、本稿の考察対象である被疑者取調べの問題が、検察官の訴追裁量権の行使と、そして公判手続等とのように関連しあつていいのか、そして「*innocent*」にどのような変化を加えれば他にどのような影響を及ぼすかについても、ある程度推測しらるようでなければならないであろう。しかし、わが国においては、捜査手続の現状についての共通認識さえ得られていないのである。その意味では、捜査手続の現状把握は急務であるといわなければならぬ。

また、本稿における提案の不十分さは、一般市民あるいはマス・メディアによる捜査機関への期待とも無関係ではない。すなわち、捜査機関に対する一般市民あるいはマス・メディアの期待が、手続的な慎重よりも、ある程度違法な捜査によつても犯人を逮捕し治安を維持することに向けられている状況において<sup>(1)</sup>、捜査の規制のみを強調することができつて、市民の期待に沿うしても答えようとする捜査機関に、以前よりも問題のある行動をとらせるに<sup>(2)</sup>なる可能性が考えられるのである。したがつて、われわれが、捜査機関に、違法な行動にまで走らせてしまふような過度の期待をかけることをやめることができるようになつたときに、捜査についてもバランスのとれた規制を行ないうるようになるといえよう。

右のような理由等から、はなはだ不十分な提案になつてしまつたが、改善のためにはどのような問題についてどのような観点からの検討が必要なのかについては、ある程度明らかにしたのではないかとも思われる。つめの甘いところや各論的検討は、今後の研究課題としていたい。

(1) 新井直之「冤罪に手がをすジャーナリズム——冤罪事件と報道」法学セミナー増刊『日本の冤罪』(一九八三年) 八四頁参照。

(2) いの点に関しては、宮沢節生『犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動——組織内統制への認識と反応——』(一九八五年) 三九三—三九四頁、はしがき二頁参照。

(3) "the guilty are almost always the first to suffer those hardships which are afterwards used as precedents against the innocent" T. MACAULAY, THE HISTORY OF ENGLAND 482 (1968).

（一九八七年一一月五日脱稿）

〔付記〕 本稿は、昭和六〇年三月に提出した学位論文を再構成し、必要最小限度の加筆・訂正を行なったほか、イギリスの「警察および刑事証拠法／一九八四年」に関する記述を新たに加え、全体を約三分の二に圧縮したものである。